

第6次豊橋市総合計画

(素案)

豊橋市

目次

序論

I. 総合計画とは	5
II. 豊橋市の概要	7
III. 今後の見通し	13
IV. 社会潮流と基本認識	21

基本構想

I. 基本構想策定の趣旨	27
II. まちづくりの基本理念	28
III. 目指すまちの姿	29
IV. 基本構想実現のために	32

基本計画

I. 基本計画策定の趣旨	37
II. 都市空間形成の考え方	38
III. 分野別計画	43
1. 命の安全、心の安心が確保されたまち	47
2. みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち	57
3. 活力みなぎり、はつらつと働けるまち	71
4. 豊かな人間性を備え、未来を創る人を育むまち	81
5. 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち	95
6. 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち	109
7. 自然と共生し、地球環境を大切にするまち	119
8. 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち	129
IV. まちづくり戦略（第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	141
1. 活力みなぎる『しごとづくり』	144
2. 選ばれ集う『ひとの流れづくり』	145
3. 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』	146
4. 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』	147
V. 基本計画推進のために	148

附属資料

I. 策定体制	153
II. 会議等の開催経緯	162
III. SDGs とは	164

序論

1. 総合計画とは

総合計画は、社会情勢や国の政策を踏まえた将来展望のもとに、自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにするものです。

1. 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されています。

○基本構想

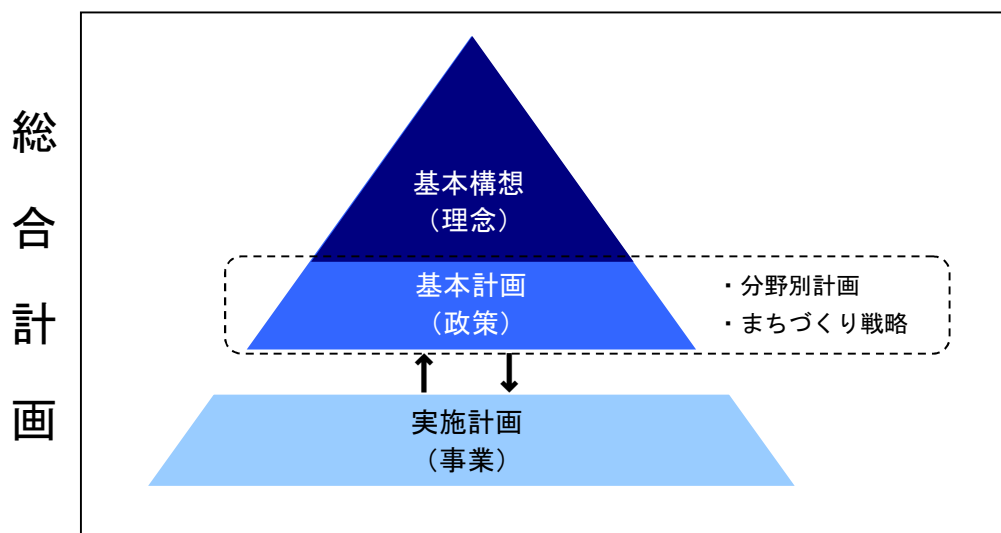
将来目標として本市が目指すまちの姿と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものです。

○基本計画

基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）や、戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするものです。なお、まちづくり戦略は、第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものとなります。

○実施計画

基本計画の取り組みの基本方針に基づいて、具体的な事業計画を明らかにするものです。



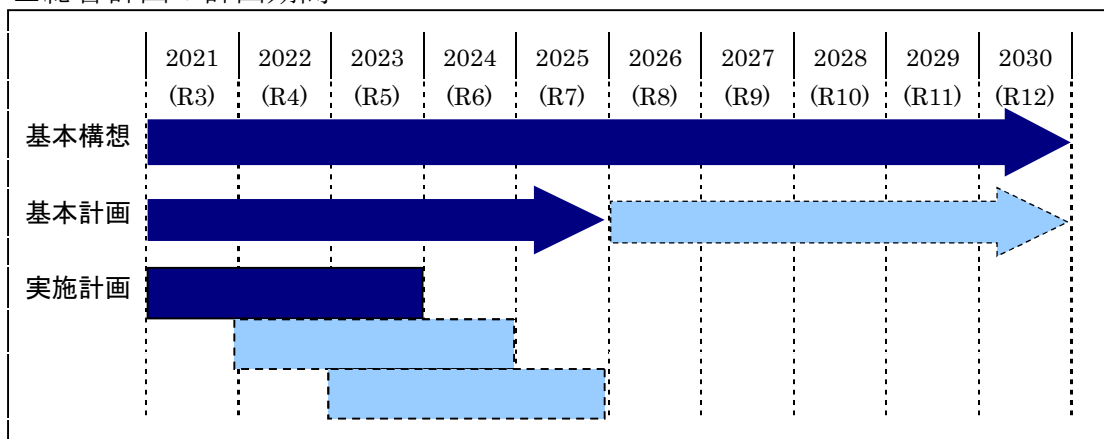
2. 期間

基本構想は、2021（令和3）年度から10年後にあたる2030（令和12）年度を目標年次とします。

基本計画は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間の計画期間とします。

実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度見直すことで実効性を担保します。

■ 総合計画の計画期間



II. 豊橋市の概要

1. 地理的条件

○位置

本市は、愛知県の東南部、名古屋市から約70kmの距離にあり、また、東京から西へ約300km、大阪から東へ約260kmの中間地点に位置しています。市域の広がりには東西17.8km、南北23.9kmで、面積は261.88km²です。(2020(令和2)年4月1日現在)

○地勢

東は弓張山地を境に静岡県に接し、南は遠州灘、西は三河湾に面しています。地形は概ね平坦で、豊川をはじめ梅田川、柳生川、朝倉川などが本市をほぼ東西に貫流し、三河湾へ注いでいます。

○気候

南には太平洋の黒潮が流れ、東部・北部を山地に囲まれているため、気候は比較的温暖で年間の平均気温は17℃程度です。冬季には「三河のからっ風」と呼ばれる北西の季節風が吹き寒さを感じますが、雪はまれにちらつく程度で積雪はほとんど見られません。

2. まちづくりのあゆみ

○城下町「吉田」の誕生

豊橋地域には、縄文時代から弥生時代にかけての遺跡が数多くあり、また県内で最多の古墳が現存する古来より人々が生活を営んできた地域です。古くは「ほのくに穂国」と呼ばれていましたが、後に「みかわのくに三河国」と統合されました。平安時代には、あくみがわ飽海川（現在の豊川）の渡しが「しかすがわたし志香須賀の渡」として和歌の歌枕ともなり、鎌倉時代には橋がかけられたことから今橋と呼ばれ、東海道の渡河集落として発展しました。

1497（明応6）年頃、牧野古白が今橋城を築き、のちに吉田城と改称されました。江戸時代に入ると、吉田は東海道の要衝として譜代大名が配置され、中期以降は松平伊豆守家7万石の城下町として、また、東海道五十三次の34番目の宿場町としてにぎわう一方、豊川河口の吉田湊などは、水上交通の要として江戸、伊勢湾沿岸をはじめ各地との通航に大いに利用されました。

○市制施行と戦災からの復興

1869（明治2）年、吉田藩は豊橋藩と改められ、1871（明治4）年、廃藩置県により豊橋県となり、同年額田県に合併、翌年には愛知県の管轄となりました。1889（明治22）年には市制町村制施行により豊橋町となり、1906（明治39）年8月1日には、県下2番目（全国で62番目）の市として「豊橋市」が誕生しました。

1923（大正12）年に都市計画法の適用が認可され、上下水道の敷設、幹線道路の開発・拡張など都市基盤の整備が進められました。さらには、1925（大正14）年には路面電車が開通するなど、近代的な都市へと発展しました。

1932（昭和7）年9月、隣接5か町村を合併し、人口14万人余を数える養蚕のまちとして、また軍都として栄えましたが、1945（昭和20）年6月19日、20日の大空襲により市街地の大半が焦土と化しました。しかし、戦後、市民の不屈の努力と画期的な復興土地区画整理事業の完成により、戦前をしのぐ都市づくりを成し遂げました。また、南部地区では、戦後の失業対策と食糧増産を目的とした農地開拓も進められましたが、田畑を潤す水は絶対的に不足していました。

○産業の発展

1955（昭和30）年の「昭和の大合併」で市域はさらに拡大し、人口は20万人を超えました。東三河地域は、1964（昭和39）年に工業整備特別地域に指定されたことを契機に、三河港の整備と臨海部を中心とした工業団地の形成が進みました。そして同年、東京駅から新大阪駅までを結ぶ東海道新幹線が開通、本市でも東海道新幹線豊橋駅が開業し、経済や人の流れに大きな変革をもたらしました。

また、1965（昭和40）年に豊川放水路が完成、1966（昭和41）年に農業経済圏整備地域の指定を受け、1968（昭和43）年には豊川用水が全面通水し、南部地区でも安定的な水の供給が可能となり露地野菜や施設園芸などが急伸びしました。さらに1969（昭和44）年に東名高速道路が全線開通し、首都圏への物流機能などが飛躍的に高まったほか、1972（昭和47）年には豊橋港が開港するなど、この時代に本市の産業発展の基礎が築かれました。その後も地域産業が発展する中で、港や幹線道路など産業の要となるインフラの整備が進められています。

○都市の成熟

産業の発展とともに公園整備や都市緑化が進められる一方、美しいまちづくりへの市民意識が高まり、1975（昭和50）年に530（ごみゼロ）運動が生まれ、全国へと広がりを見せました。また、豊かな暮らしと安定した市税収入がもたらされ、1979（昭和54）年には美術博物館、1983（昭和58）年には中央図書館が開館するとともに、戦後まもなく開学した愛知大学に加え、1976（昭和51）年には国立（現：国立大学法人）豊橋技術科学大学、1983（昭和58）年には豊橋短期大学（現：豊橋創造大学）が開学し、文化・教育環境の充実が図られました。

平成の時代に入ると都市機能の整備は一段と進み、1989（平成元）年には総合体育館、1992（平成4）年には総合動植物公園「のんほいパーク」、1994（平成6）年にはライフポートとよはしなどの公共施設の建設が相次ぎました。また、中心市街地では1997（平成9）年に豊橋ステーションビルが改築、翌年には豊橋駅東口駅前広場が完成し、その後も周辺街区の再開発が進められています。

近年では、2008（平成20）年にこども未来館「ここにこ」、2013（平成25）年に穂の国とよはし芸術劇場「プラット」が開館し、さらなる魅力と活気を生み出しています。また郊外においても、2019（令和元）年に豊橋で初となる道の駅「とよはし」がオープンし、地域の魅力を求めて多くの方が訪れています。

そして現在、まちなか図書館（仮称）やまちなか広場（仮称）の整備が着々と進んでおり、一層の活力創出が期待されています。

○広域連携による地域づくり

本市を中心とした東三河地域は、1979（昭和 54）年にモデル定住圏、1993（平成 5）年に地方拠点都市地域の指定を受け、互いに連携しながら一体的な地域づくりを進めてきました。こうした中で本市は、1999（平成 11）年に中核市へ移行し、東三河の中心都市にふさわしい行政体制を整備してきました。

2012（平成 24）年には東三河県庁が設置、同年には東三河広域経済連合会も設立されたことにより、東三河地域の連携体制は一層強固なものとなりました。そして 2015（平成 27）年、本市をはじめ東三河の 8 市町村は、地域の将来にわたる持続的な発展に向けた新たな連携体制として東三河広域連合を設立し、主体的かつ自立した地域づくりの新たなステージに突入しました。

三遠南信地域（東三河地域、静岡県西部の遠州地域、長野県南部の南信州地域）もまた、経済生活圏としてのつながりが強く、県境を越えた広域連携の盛んな地域です。こうした地域の特色を生かし、2008（平成 20）年に三遠南信地域連携ビジョンを策定、同年には推進組織として三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）を設置しました。そして、2019（平成 31）年には第 2 次三遠南信地域連携ビジョンを策定し、地域が一丸となって持続可能な発展に向けて取り組んでいます。

○世界へと視野を広げて

1990（平成 2）年の出入国管理及び難民認定法の改正を契機に、本市の外国人市民はブラジル国籍の方を中心に年々増えてきました。そして 2006（平成 18）年、本市は市制施行 100 周年を迎え、これを機に「平和・交流・共生の都市宣言」を行い、世界に開かれ、平和を希求するまちを目指すこととしました。現在ではフィリピン国籍の方も増加するとともに、かつての出稼ぎから本市への定住化が進み、多文化共生が着実に根付きはじめています。

また、2015（平成 27）年、国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、その翌年には国内でさまざまな取り組みが始まりました。2019（令和元）年、国から SDGs 未来都市に選定された本市においても、2030 年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、近隣地域だけでなく世界へと視野を広げ、インドネシアでの水道技術支援や、ボルネオ島での野生動物保護活動といった地球規模の生物多様性保全への取り組みなど、これまでの友好都市等を中心とした国際交流のみならず、国際貢献活動へも発展しています。

3. わたしたちのまちの姿

○豊かで美しい自然環境

遠州灘沿岸の表浜海岸は、東西の延長約 14km の直線的で美しい砂浜が広がり、本州で有数のアカウミガメの産卵地となっています。この海岸の西側背後は、高いところでは 50m 以上の海食崖が続いており、津波による被害の心配の少ない地域です。また、三河湾奥部の汐川干潟は、シギ・チドリ類など渡り鳥の渡来地として全国的に知られています。

弓張山地のふもとに位置し、自然歩道のコースでもある県指定天然記念物の葦毛湿原は、国内最大級の湧水湿地で「東海のミニ尾瀬」と呼ばれ、シラタマホシクサなど湿地性植物の宝庫となっています。

○暮らしやすい都市環境

本市の中心市街地は、個性的な店舗が連なる商店街や、穂の国とよはし芸術劇場「プラット」などの公共施設が立地し、さらなる魅力とにぎわいを生み出すための再開発や歩道の整備も進んでいます。東三河の玄関口である豊橋駅には、新幹線をはじめ 3 社 6 路線の鉄道が乗り入れ、全国的にもめずらしい路面電車は市民の足として、そしてまちのシンボルとして「市電」の愛称で親しまれています。公共交通は中心市街地と郊外の市街地を結び、まとまりのある暮らしやすい都市空間を形成しています。

市内の道路網は都市部を中心に放射環状型に広がり、中心部を通る国道 1 号のほか、大規模バイパスとなる国道 23 号（名豊道路）や渥美半島へと続く国道 259 号などの幹線道路が通過しています。その沿道には多くの企業が立地し経済活動を営んでおり、交通網の発達とともに経済生活圏は市域を越えて広がっています。

○多様で豊かな豊橋文化

古くは城下町、宿場町、湊町として栄えた本市には、吉田神社に由来し 400 年以上の歴史を誇る勇壮な「手筒花火」、国の重要無形民俗文化財に指定されている天下の奇祭「鬼祭」、江戸時代から続く伝統的工芸品「豊橋筆」など数多くの伝統文化があり、先人たちが育み守ってきた地域の宝を今に伝えています。また、1867（慶応3）年に端を発する民衆運動「ええじゃないか」をキーワードとしたさまざまなまちづくりが展開されていること、日本アマチュアオーケストラ連盟の本部が置かれていること、530 運動発祥の地であることなどが示すように、市民活動が盛んな地域でもあります。さらに近年では、定住化が進んだ外国人市民と日本人市民が協働して防災訓練を開催するなど、地域に根差した取り組みが行われ、全国的に見ても多文化共生の先進都市でもあり、多様に富んだ文化が育まれています。

○国内有数の農業と自動車港湾

豊かな水と温暖な気候に恵まれた本市では、キャベツや白菜などの露地野菜、トマト、スナップエンドウや大葉等のつまものなどの施設野菜、次郎柿や種なし巨峰などの果物、胡蝶蘭やデルフィニウムなどの花きといった、多種多様な農作物が生産されています。また、日本一の飼育羽数を誇るうずらをはじめ、養豚や養鶏などの畜産も盛んで、国内有数の農業産出額を誇っています。

三河港周辺には、加工組立型産業を中心とする臨海工業地帯が形成されており、日本のほぼ中央という立地の良さから、外資系自動車産業をはじめ多くの企業が集積しています。特に三河港は、自動車輸入で金額、台数ともに全国1位で、臨海部に立地する新車整備施設では、輸入車への全国のナンバープレートの封印取付けも行われており、完成検査が済んだばかりの自動車を直接受け取ることができます。また、自動車輸出でもトップを争うなど、日本を代表する自動車港湾となっています。

Ⅲ. 今後の見通し

本市の目指すまちの姿を描き計画するにあたり、まちづくりを進めていく上での基本データとして、目標年次における人口や産業、財政の見通しを示します。

1. 人口の見通し

(1) 人口

本市の人口は2010（平成22）年に376,665人でピークとなり、市制が施行された1906（明治39）年から100年余りでおおよそ10倍にまで増加しましたが、その後5年間で1,900人減少し、2015（平成27）年には374,765人となりました。

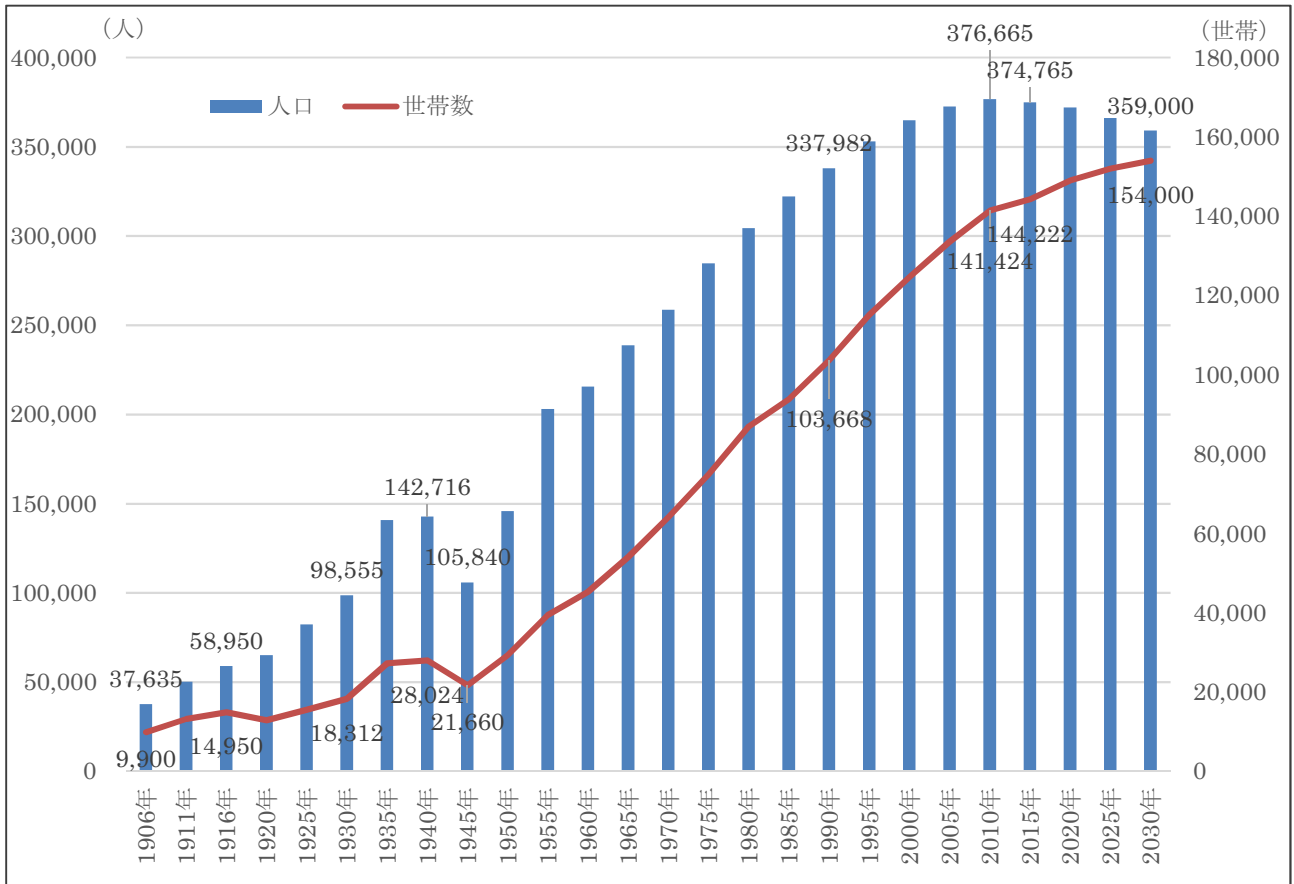
また、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、2020（令和2）年以降の将来人口を推計すると、第6次豊橋市総合計画の最終年である2030（令和12）年に359,000人まで減少する見込みとなりました。未婚化や晩婚化などに起因する出生数の低迷や、主に大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、人口減少の流れは長期化するものと考えられます。

(2) 世帯数

本市の世帯数は2015（平成27）年に144,222世帯となり、市制が施行された年のおおよそ15倍にまで増加しました。一方、1世帯当たりの人員をみると、1930（昭和5）年では5.4人でしたが、2015（平成27）年には2.6人にまで減少しました。

また、2020（令和2）年以降の将来世帯数を推計すると、2030（令和12）年に154,000世帯にまで増加し、1世帯当たりの人員は2.3人にまで減少する見込みとなり、今後も核家族化や単独世帯の増加が続くものと考えられます。

《人口・世帯数の推移と推計》



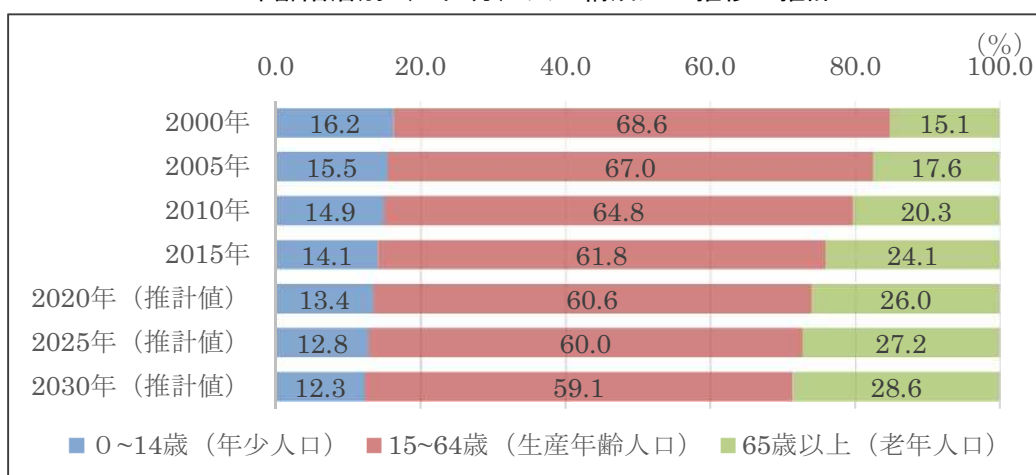
※2020 (令和2) 年以降はコーホート要因法による推計値

資料/国勢調査

(3) 年齢階層別人口

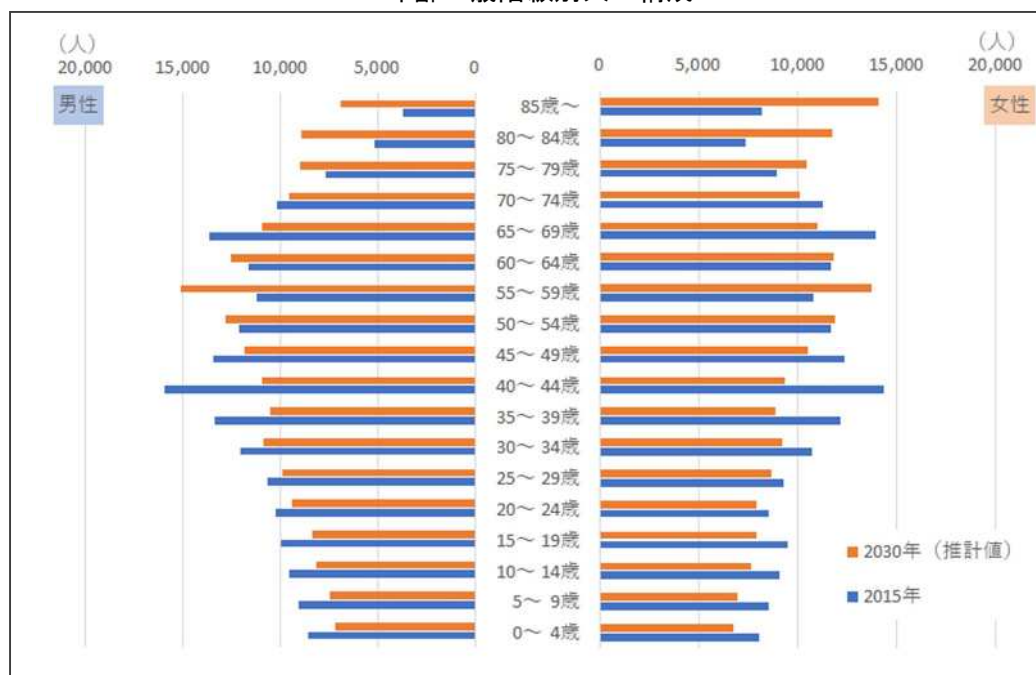
本市の年齢階層別人口を見ると、一貫して年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口は増加しています。また、2020（令和2）年には4人に1人が高齢者となり、2030（令和12）年にはおよそ3.5人に1人にまで高齢化が進む見込みです。年齢5歳階級別人口構成では、2015（平成27）年から2030（令和12）年にかけて人口ピラミッドが変遷し、少子高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷だけでなく、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子高齢化は年々進むものと考えられます。

《年齢階層別（3区分）人口構成比の推移と推計》



※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が100にならない場合があります。

《年齢5歳階級別人口構成》



資料/国勢調査

2. 産業の見通し

本市の産業は、全国有数の産出額を誇る農業、輸入自動車の取扱高が日本一の三河港を拠点とする物流業、自動車をはじめ電機、化学、食料品など多岐にわたる業種が集積する工業、個人事業主から大規模店舗まで大小さまざまな事業者が形成する魅力的な商業・サービス業といったように、多様性に富んだ産業構造となっています。また、市内の経済活動によって生み出される付加価値（市内総生産）はおよそ1兆6千億円（2017（平成29）年度）、就業者数は約19万人（2015（平成27）年度）となっています。

《産業別15歳以上就業者数》

産業別	就業者数（人）	構成比（％）
1次産業	10,255	5.4
農業, 林業	10,178	5.4
漁業	77	0.0
2次産業	64,608	34.1
製造業	50,640	26.7
建設業	13,899	7.3
その他	69	0.0
3次産業	107,631	56.8
卸売業, 小売業	28,035	14.8
サービス業	79,596	42.0
医療, 福祉	18,924	10.0
宿泊業, 飲食サービス業	10,359	5.5
運輸業, 郵便業	8,754	4.6
教育, 学習支援業	7,391	3.9
その他	34,168	18.0
分類不能の産業	6,837	3.6
合計	189,331	100.0

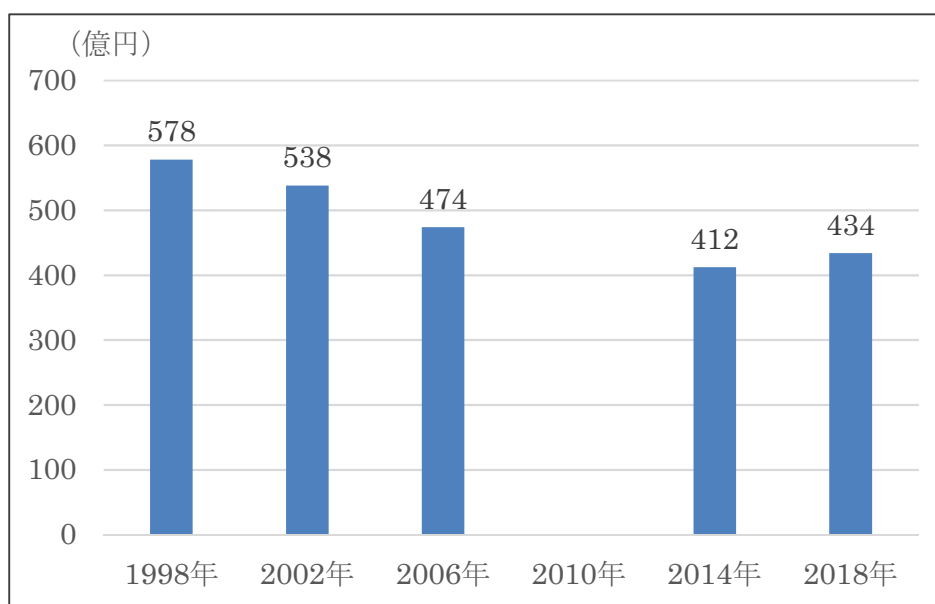
※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が合わない場合があります。

資料/2015年国勢調査

(1) 農業

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足などから廃業する農家が増えています。農家一戸当たりの経営規模は拡大傾向にあり、また設備投資等により生産性の向上は着実に進み、2014（平成26）年から2018（平成30）年にかけて農業産出額は概ね横ばいとなっています。しかしながら、人口減少による消費の縮小に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延による経済活動の停滞は、農業にも大きく影響を与えることが見込まれるため、農業産出額の減少は免れないものと考えられます。こうした状況の打開に向けて、農業後継者の確保や育成、生産性向上への一層の支援などにより農業を後押しすることで、徐々に盛り返していくと考えます。

《過去20年間の農業産出額の推移》



※2010年は農業産出額が公表されていません。

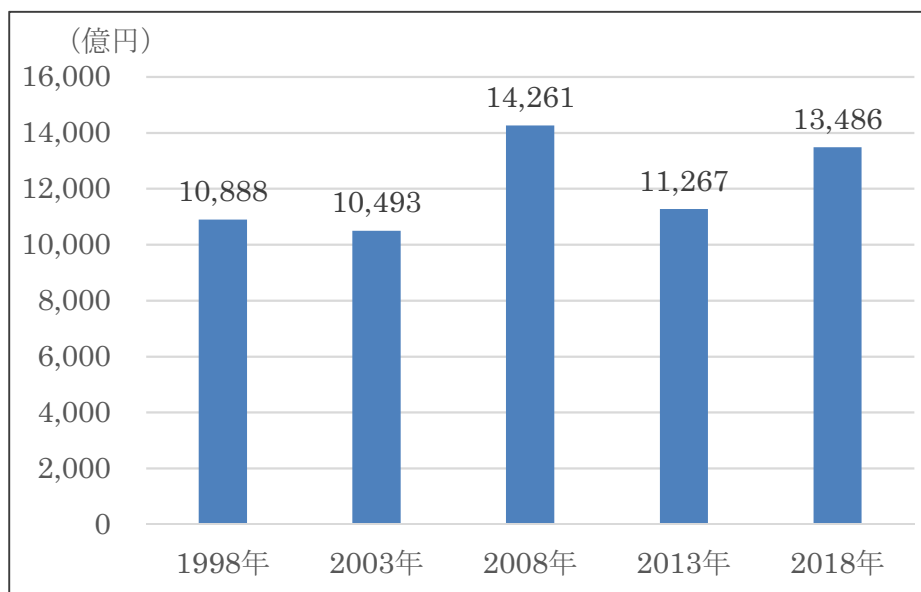
資料/1998～2006年：農林水産省「生産農業所得統計」

2014～2018年：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

(2) 製造業

製造業は、リーマンショックや東日本大震災の影響により大きく落ち込みましたが、その後は徐々に回復し、2018（平成 30）年には製造品出荷額等が落ち込む前とほぼ同水準となりました。しかしながら、リーマンショック以上とも危惧される新型コロナウイルスの渦中において、経済活動への打撃は不可避であり、今後は再び大きく落ち込むことが見込まれます。こうした厳しい環境下においても、中小企業の経営活動を支えるとともに、新しい生活様式に適応したビジネスモデルへの転換を促進するほか、官民連携によるイノベーションの創出や新たな工業用地を生かした企業誘致等を図ることで、困難を乗り越えていくことにつながると考えます。

《過去 20 年間の製造品出荷額等の推移》

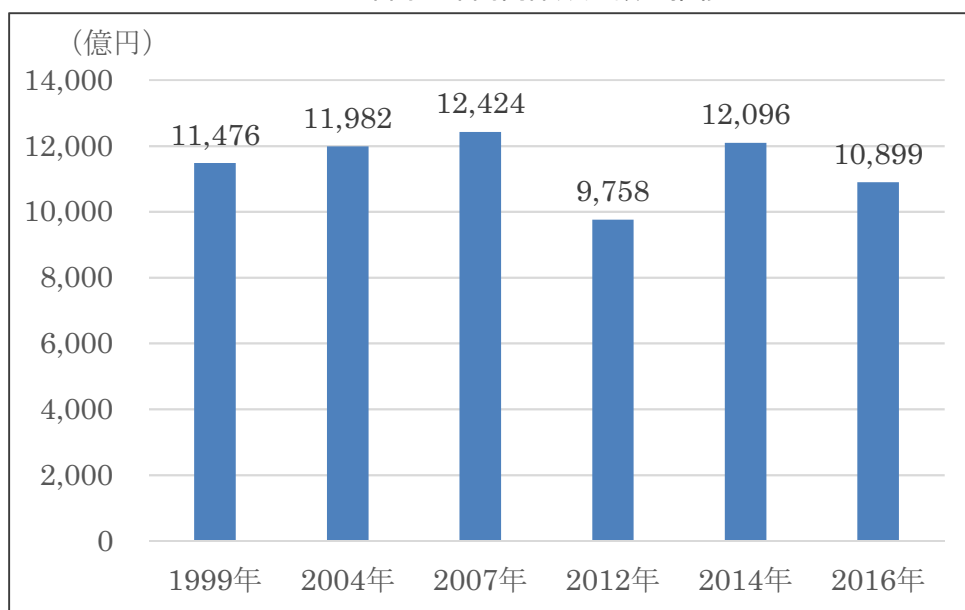


資料/経済産業省「工業統計調査（従業員 4 人以上の事業所を調査）」

(3) 商業・サービス業

愛知県内の市内総生産額（2017（平成 29）年度）をみると、本市の商業は名古屋市に続く県内第 2 位、サービス業は名古屋市と豊田市に続く県内第 3 位と高い位置を維持しています。また、年間商品販売額（2016（平成 28）年）は名古屋市、豊田市に次いで県内第 3 位、東三河地域の中では総計の 6 割以上を占めています。しかしながら、人口減少が着実に進む中、コロナ禍における生活様式の変化に加えてインターネット通信販売市場の拡大などにより、今後の市内消費は低迷することが懸念されます。こうした事態への対応として、まちなかの魅力を高めて人の流れを生み出すとともに、時代に順応しながら新たな価値の創造と消費の喚起を促すなど、継続的に対策を打つことで消費の落ち込みを最小限に抑えることができると考えます。

《過去 20 年間の年間商品販売額の推移》



資料/経済産業省「商業統計調査」（2012年、2016年は「経済センサス」）

3. 財政の見通し

本市はこれまで適切な市民サービスを持続的に提供できるよう、事業の見直しなどによる歳出抑制や歳入確保など、財政基盤の確立に向け不断の改革に努めてきました。しかしながら、少子高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加や、老朽化した公共施設やインフラ資産の更新等に係る経費の増加により、本市の財政は大変厳しい状況となっています。

生産年齢人口の減少が進行し、さらには米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延などによる先行き不透明な社会経済情勢もあり、今後における税収の見通しが厳しい状況の中、人口減少への対応や、頻発する自然災害に対する防災・減災の取り組みなど、現在直面している行政課題への対応に必要な経費は、引き続き増加していくことが見込まれています。

このため、選択と重点化による効率的な予算配分とともに、新たな財源確保などにより、持続可能な財政運営へ向け財政基盤を強化していく必要があります。

○全会計総括表

単位：億円

区分	2005年度 (決算)	2010年度 (決算)	2015年度 (決算)	2020年度 (現計)
一般会計	1,049 (89)	1,140 (97)	1,181 (100)	1,805 (153)
特別会計	865 (101)	743 (87)	856 (100)	657 (77)
企業会計	458 (89)	507 (98)	517 (100)	671 (130)
合計	2,372 (93)	2,390 (94)	2,554 (100)	3,133 (123)

○一般会計歳入

区分	2005年度 (決算)	2010年度 (決算)	2015年度 (決算)	2020年度 (現計)
市税	598 (94)	611 (97)	633 (100)	658 (104)
市債	90 (132)	99 (146)	68 (100)	107 (157)
その他	408 (78)	479 (91)	525 (100)	1,040 (198)
合計	1,096 (89)	1,189 (97)	1,226 (100)	1,805 (147)

○一般会計歳出

区分	2005年度 (決算)	2010年度 (決算)	2015年度 (決算)	2020年度 (現計)
義務的経費	526 (84)	621 (100)	623 (100)	683 (110)
投資的経費	181 (132)	152 (111)	137 (100)	247 (180)
その他	342 (81)	367 (87)	421 (100)	875 (208)
合計	1,049 (89)	1,140 (97)	1,181 (100)	1,805 (153)

注)・()内は2015年度を100とした場合の指数

- ・2020年度は7月補正後予算(新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を含む)
- ・2021年度以降の見通しは調製中

IV. 社会潮流と基本認識

1. 人口減少と人口構成の変化がもたらすもの

わが国の総人口は、2008（平成20）年の1億2808万人をピークに減少局面に入り、死亡数が出生数を上回る人口自然減が続く本格的な人口減少社会を迎えています。人口減少を引き起こす最大の要因が少子化となります。女性1人が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率において、人口を維持するために必要となる水準は約2.1とされています。しかしながら、2019（令和元）年における日本全体の合計特殊出生率は1.36となっており、本市でも1.47と、人口維持に必要なとされる水準と大きくかい離する状況となっています。

人口減少の進行は人口構造に大きな歪みをもたらし、生産年齢人口の減少や超高齢化の進行により労働力は著しく不足し、また、住民ひとりに対する社会保障費負担は増大することが見込まれ、経済活動の衰弱や生活水準の低下を招くなど住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このため、人口減少問題は国をあげて対処すべき最重要課題の1つとされ、現在、国と地方が一体となって、地方創生を掲げその対策に取り組んでいますが、抜本的な改善には至っておらず、将来を見据えながら人口減少の緩和とその適応に向け、さらなる対策の強化が必要です。

2. 数多の脅威への危機管理

2019（令和元）年12月に海外で確認された新型コロナウイルス感染症は、2020（令和2）年1月に国内初の感染者を確認することとなりました。感染拡大の脅威は住民生活を底知れぬ不安に陥れるとともに、コロナショックが招く経済危機は、世界中に深刻な打撃を与えています。

感染症のほかにも、近年全国各地で頻発する局地的、集中的な豪雨や大型台風、近い将来での発生が予測される南海トラフ地震、さらには国際治安情勢の悪化などにより危惧されるテロの横行など、住民生活や経済活動に大きな支障をきたし、制御することが困難な危機事案は数多く存在します。

過去の災害から得た経験や知識、さらにはコロナ禍を通じ得た反省や教訓は、今後発生し得るさまざまな危機事案の対策や対応に活かしていかなければならず、これまでの危機管理のあり方を根底から見直す必要が生じています。このため、本市においては、あらゆる危機的事態を想定し、必要な予防策、回避策を講じるとともに、起こってしまった場合の被害を最小限に抑えるために危機管理体制を強化することが重要となり、これには行政のみならず、多様な主体による連携のもと、住民一人ひとりの行動変容を伴う包括的な危機管理が必要です。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた機運の高まり

グローバル経済が進展する一方で、貧困や紛争、気候変動や資源の枯渇など人類はさまざまな課題に直面しています。人々の暮らしを保障しながら、平和と地球環境を永続させるべく、その具体目標を示したものが2015（平成27）年9月に国連によって採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

SDGsが掲げる17のゴールには、地方自治体の政策と密接に関連したものが数多く見受けられ、近年多くの都市でSDGsが積極的に取り入れられています。本市では、2019（令和元）年7月に「豊橋からSDGsで世界と未来につなぐ水と緑の地域づくり」が評価され、内閣府の「SDGs未来都市」の選定を受けるなど、地域社会を取り巻く諸課題の解決や地方創生の推進に向け、SDGsに資するさまざまな事業を展開しています。

SDGsの理念は、自治体はもとより、企業にとっても長期的な経営戦略やリスク回避に有効とされ、多くの企業において経営基盤の強化に向け、SDGsが積極的に取り入れられています。このようにSDGsの理念は多くの方からの共感を呼び、持続可能なまちづくりを推進する際の原動力となるものと考えます。持続可能なまちづくりを今後より加速していくためには、地元企業や団体など地域を取り巻く多くの主体が一体となった強固なパートナーシップを形成し、SDGsを幅広くまちづくりに取り入れていくことが必要です。

4. 急速に発展する未来技術

科学技術の進展は、私たちのライフスタイルをかつてない勢いで千変万化させ、近い将来IoTやAIなどの最新技術は日常生活において、より身近で当たり前なものになると考えられています。国では、こうした新たな未来社会をSociety5.0と提唱し、未来技術を高度に活用することで、経済発展と社会課題の解決が両立される人間中心の新しい社会の確立を目指しています。

Society5.0の社会においては、人とモノがつながり、知識と情報が共有されることで新たな価値が生み出され、例えば自動運転や遠隔医療の実現を通じ、居住地域によって生じる移動格差や医療格差が解消されるなど、人口減少社会の渦中にあっても、快適で質の高い生活を享受することが期待されています。

感染症まん延という災禍の中、むしろこれを契機に未来技術を積極的に活用することで、生活様式に劇的な変革（パラダイムシフト）を起こし、地域課題の解決に資するこれまでにない住民サービスの提供を見出し、あらゆる方が快適に、そして安全で安心して暮らすことができる新しい社会を実現していくことが必要です。

5. 誰もが活躍することのできる社会への期待

生産年齢人口が今後も減少していくことが予測されており、現在の生活水準を維持するための方策として、未来技術の活用のみならず、誰もが等しく活躍できる社会の実現が求められています。これには、健康寿命の延伸に伴い年齢を重ねても元気に働くことのできる高齢者や、社会活動の場で活躍の機会に恵まれてこなかった女性、さらには障害者や外国人など多様な人々が自分のライフスタイルに合った最適な働き方を自由に選択できる環境整備が必要です。

また、こうした多様な働き方が寛容される地域社会の形成を通して、家庭や地域などにおいても、それぞれに能力が発揮でき、自分らしい生き方が実現できる環境づくりや風土を醸成していくことも大事な視点となります。

誰もが活躍することができる社会の実現は、行政のみの力で成し得るものではありません。一人ひとりが「誰一人取り残さない」といった互いを思いやり、多様性を認め合う気持ちを養うことが重要で、こうした社会の実現に向け、その道筋を示し、あるべき方向に導くことが行政の役割として求められます。

6. 自主的で自立した都市経営とパートナーシップによるまちづくり

地方分権改革により地方自治体への権限移譲が進む中、経営基盤の強化に向け、さらなる権限や財源の確保、不断の行財政改革の推進に加え、スケールメリットを生かした広域連携による住民サービスの向上が求められています。

行政を取り巻く課題は高度化、複雑化の一途をたどり、単体の自治体だけでは解決が難しい事案が数多く存在しています。このため地域の実情に照らし合わせ、適切な連携手法を取り入れることが有効であり、本市においては、古くからの近隣市町村とのつながりを礎に2015（平成27）年1月に設立した「東三河広域連合」や、県境を跨ぐ連携の先進モデル「三遠南信地域連携」など、さまざまな手法を用いた広域連携事業を展開してきました。

また、「ともに生き、ともにつくる」を基本理念としたまちづくりを進める中で、市民協働や多文化共生は、今やまちづくりに欠かせない重要なキーワードとなっています。

今後、一層深刻化が見込まれる人口減少社会において、限られた経営資源のもと、最善の住民サービスの提供を目指すためには、創意工夫を凝らしながら、自主的で自立した経営基盤を確立し、多様な主体とのパートナーシップによるまちづくりの推進が必要です。

7. 社会変革につながる大きな動き

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類を生命の危険にさらすのみならず、日々の暮らしのあり方や、従来からの価値観を一変するほど世界中に衝撃をもたらしました。本市においても、これまで先人たちが築き上げてきた歴史や文化、活発に営まれてきた市民活動や産業活動などの存続が危ぶまれ、市民生活はかつてないほど大きな変化を迫られています。大勢の人々が集い、さまざまな活動を行うことで、経済やコミュニティが成り立つという、これまで当たり前とされた概念が覆され、身体的距離の確保など「新しい生活様式」の実践が求められる中、多くの活動が休止や規模縮小を余儀なくされました。

一方で新型コロナウイルスの感染拡大は、大都市部への人口や経済の集中がもたらす諸課題をあぶりだすことにもなり、集中から分散、過度な依存からの脱却により、自立することの重要性といった、まちが永続的に発展するための道筋を私たちはあらためて認識することとなりました。

コロナ禍は、新しい社会を考える大きな契機となります。感染リスクの軽減と経済活動のバランスが重要で、物理的な距離を一定保ちながらも、人々がつながることで、活発な経済活動やコミュニティ活動を維持していかなければなりません。このため、生産性向上に向けたテレワークの推進など私たちの働き方は大きな転換を求められるとともに、子どもたちの学びを確保するための遠隔教育の推進など、さまざまな社会の仕組みを根底から見直していくことが必要です。

基本構想

Ⅰ．基本構想策定の趣旨

基本構想とは、私たちが目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものです。本市では、1970（昭和 45）年に第 1 次豊橋市基本構想を策定し、以降 5 期、半世紀にわたり長期的なまちづくりの方針を示す本基本構想（総合計画）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

2011（平成 23）年に地方自治法が改正され、それまで地方自治体に義務付けられていた基本構想の策定が、地方公共団体の自主的な判断に委ねられることとなりました。しかしながら、本市では基本構想を策定することの意義を重んじ、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく「豊橋市議会の議決すべき事件に関する条例」の趣旨に鑑み、議会の議決を経て基本構想を策定することとしました。

目まぐるしく変化し続ける社会状況において、本市が真に市民の負託に応え、適切な地域社会の任を果たすためには、将来を見通したまちづくりの方向性をしっかり示すことが重要です。このため、2030（令和 12）年度を目標年次とする新たな基本構想を策定します。

II. まちづくりの基本理念

「私たちがつくる 未来をつくる」

新型コロナウイルスの感染拡大によって、私たちの暮らしはかつてないほど大きな変化を迫られることとなりました。これまでの常識や手法が通用しないことを十分覚悟し、従来の仕組みに固執することなく、未来に向かって新たな一歩を踏み出す。いま私たちに求められるのは、未来を強く生き抜くという強い気持ち、そして思いやりの気持ちと共感力を持って、具体的な行動に打って出ることだと考えます。

国連が提唱し 2030（令和 12）年を目標年次とする持続可能な開発目標、SDGs が注目されています。SDGs は世界が抱えるさまざまな課題を解決し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、私たち一人ひとりが、その一翼を担うことが求められています。SDGs に込められたメッセージは、地域社会を支えるまちづくりにも通じており、幾多の困難に打ち勝つ上で私たちがすべからく規範とした考え方です。

とどまることのない少子高齢化の進行、感染症のパンデミックや自然災害をはじめとした数多の危機事案の脅威など、私たちの目前にはさまざまな困難が立ちはだかり、先行きを見通すことが非常に厳しい現実を迎えています。こんな時だからこそ、まちづくりに対する想いをみんなで共有し、個々人の行動につなげていくことが大切だと考えます。

まちづくりの主役はまぎれもなく私たち一人ひとりです。みんながまちづくりを自分事として考え、主体的に活動していくことで、夢と希望に満ちあふれる未来が切り拓かれていくに違いありません。先人たちのたゆまぬ努力によって築き上げてきた私たちのまち豊橋を次の世代につなぐため、「私たちがつくる未来をつくる」を念頭に、新しい時代に対応した未来の豊橋をみんなで創造します。

Ⅲ. 目指すまちの姿

私たちが思い描く目指すまちの姿は、多様な分野に及んでおり、各分野の理想の姿を明確に示すため、次の8つを掲げます。

目指すまちの姿の実現には、さまざまな困難が想定されますが、これまでの概念にとらわれることなく新たな発想や手法を積極的に取り入れながら、多様な主体とのパートナーシップのもと、その実現を目指します。なお、SDGs との関連性を明確にするため、項目ごとにSDGs が示す17の目標を記載します。

「命の安全、心の安心が確保されたまち」

南海トラフ地震や大型台風など安寧な市民生活を脅かす大規模自然災害の発生に備え、本市に関わるすべての人が、それぞれの役割をしっかりと認識し、有事への備えが実践されたまちを形成します。また、これまで予想もされなかった感染症のパンデミックがもたらす社会的混乱など、市民生活に深刻な影響を及ぼす非常事態にも負けない強靱で回復力ある、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。



「みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち」

私たち一人ひとりの健康で生きがいを感じる暮らしを下支えする、充実した健康・福祉のサービス体制を整えるとともに、隣近所や身近な地域での支え合い、助け合いといった地域の絆を育みます。また、保健所や東三河の中核病院である豊橋市民病院を有する利点を生かし、地域医療体制を強化するとともに多様化する医療ニーズに適切に対応し、感染症まん延や大規模自然災害時などの緊急事態においても安心の保健医療を提供するなど、誰一人として社会から孤立することなく、健やかに暮らすことのできるまちを目指します。



「活力みなぎり、はつらつと働けるまち」

人口減少、少子高齢化の進行に伴う労働力不足の顕在化、さらには感染症まん延の影響で長期的な地域経済の活力低下が懸念される中、未曾有の経済危機にも立ち向かえるよう、産学官金が連携し揺るぎない力強さを持ち、東三河地域経済のけん引役を担う多様性に富んだ産業構造を形成します。また、年齢や性別、国籍などに関わらず、一人ひとりの夢がかなう働く場があるとともに、多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方ができる、活力みなぎるまちを目指します。



「豊かな人間性を備え、未来を創る人を育むまち」

すべての子どもたちの健やかな成長を等しく保障し、地域や社会が家庭に寄り添い、子育てに安心や希望が持てる環境づくりを進めます。また、相手や周りの人を思いやることのできる豊かな人間性を備えるとともに、自らの意思で行動し、未来を切り拓くことのできるたくましい人材を育むべく、家庭、学校、地域の連携を促進します。さらに人生 100 年時代といわれる中、生涯を通して自己研鑽を積むことができ、困難な状況にあっても自分や家族の未来に希望の持てるまちを目指します。



「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」

歴史を学び、芸術文化、スポーツなどを気軽に身近でふれあうことができる環境づくりを通じ、心と体のバランスが保たれるとともに、日々の暮らしの中でたくさんの感動に出会うことができるまちを形成します。また、性別や年齢、さらには本市が全国有数の外国人集住都市でもあることから、地域だけでなく世界にも目を向け、国籍の違いなどから生じる人々の多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合い、互いを尊重し合う、心豊かに暮らせるまちを目指します。



「魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち」

これまで見過ごされてきた地域資源にスポットをあてるなど、新たな魅力の創出や既存資源の磨き上げを行うことで、私たち一人ひとりの本市に対するイメージアップを図ります。また、老舗デパートの閉店などまちの求心力低下が危ぶまれる中、駅前再開発などを契機とし、東三河の玄関口にふさわしい、にぎわいある中心市街地を形成します。住めばわかる本市の良さをさらに向上させ、特色あるまちを形成することで、多くの人から訪れてみたい、住んでみたい、応援したいと思っただけの素敵なまちを目指します。



「自然と共生し、地球環境を大切にすまち」

年間を通じて温暖な気候や海と山に囲まれ、のどかで自然豊かな立地を生かし、暮らしに潤いと安らぎのある自然と共生したまちを形成します。また、環境先進都市である自覚を持ち、地球温暖化防止に努めるとともに、海洋プラスチックごみ問題への対応や再生可能エネルギーの利活用促進など、530 運動発祥の地として、さらにはSDGs 未来都市として、先進技術も活用しながら、経済、社会、環境の調和が図られた世界に誇れるまちを目指します。



「暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち」

道路や上下水道、公共交通など、日常生活を支える生活基盤を充実するとともに、まとまりのあるまちづくりと地域らしくこちよい景観形成を推進します。また、情報通信技術を有効活用した新たな仕組みの確立など、社会のさまざまなニーズに対応し、暮らしやすい便利で快適なまちを目指します。



IV. 基本構想実現のために

私たちが目指すまちの姿を実現するためには、行政や市民、市民団体や事業者など、本市に関わるすべての人がそれぞれの力を存分に発揮し、さまざまな場面で連携しながら、みんなでまちづくりを進めていかなければなりません。そして何より私たち一人ひとりが、日々の生活において具体的な行動を起こしていくことが大切です。

第6次総合計画の基本理念「私たちがつくる 未来をつくる」を念頭におきながら、まちづくりにおいて私たちが心がけたい大切な3つのキーワードが「自立」「挑戦」「共生」です。それぞれのキーワードには、次のような思いが込められています。

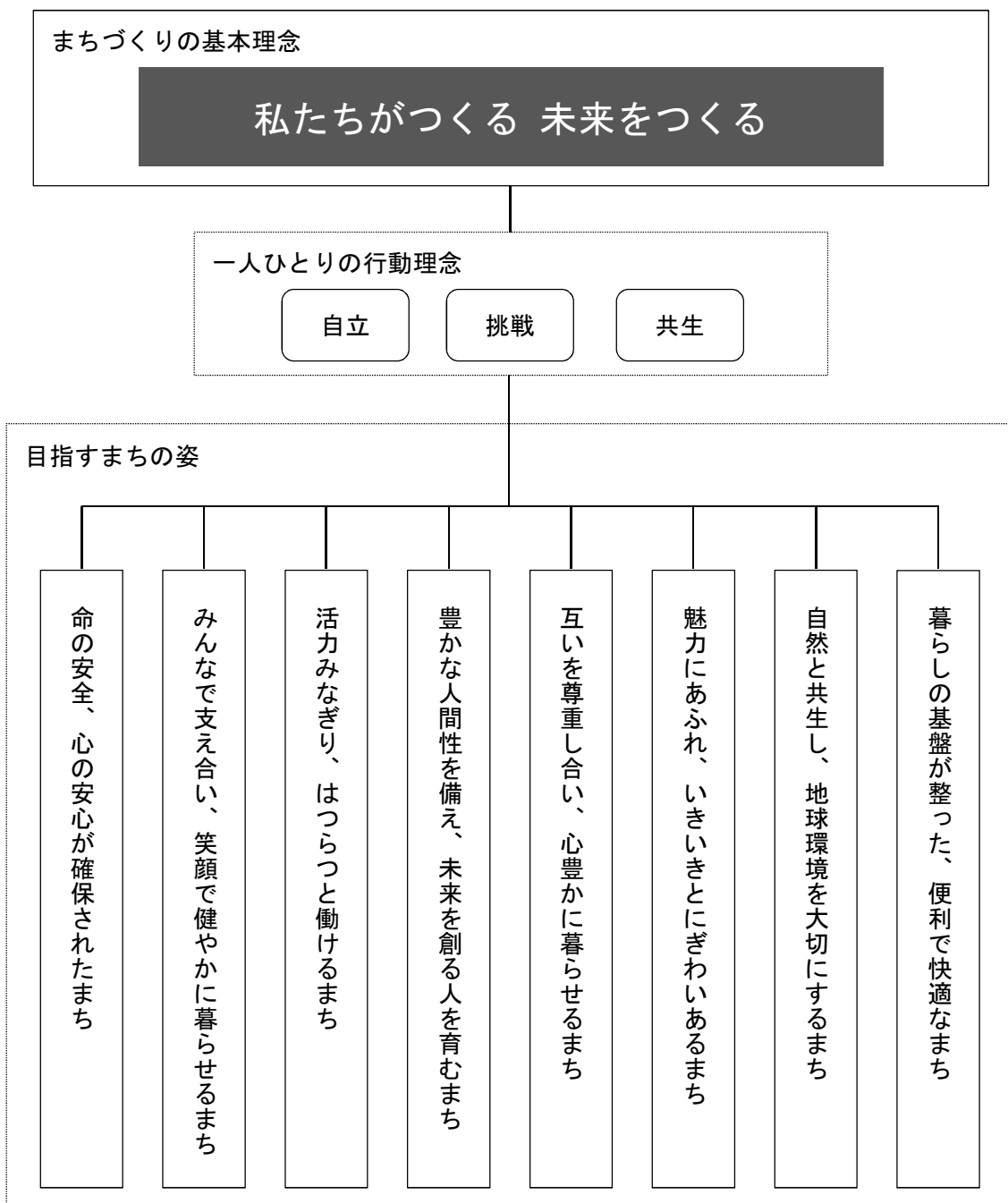
自立：自らの意思、判断によって未来を切り拓いていきたい

挑戦：失敗や変化を恐れず、未来志向で果敢にチャレンジしていきたい

共生：互いの違いを認め合い、みんなで力を合わせ歩んでいきたい

私たちは、社会の変化にしっかり向き合いながら、新しい時代を生き抜くために、こうしたまちづくりを進める際の心構えをもって、身近な問題に対処するとともにまちづくりの好循環を目指していきたいと考えます。

基本構想の体系

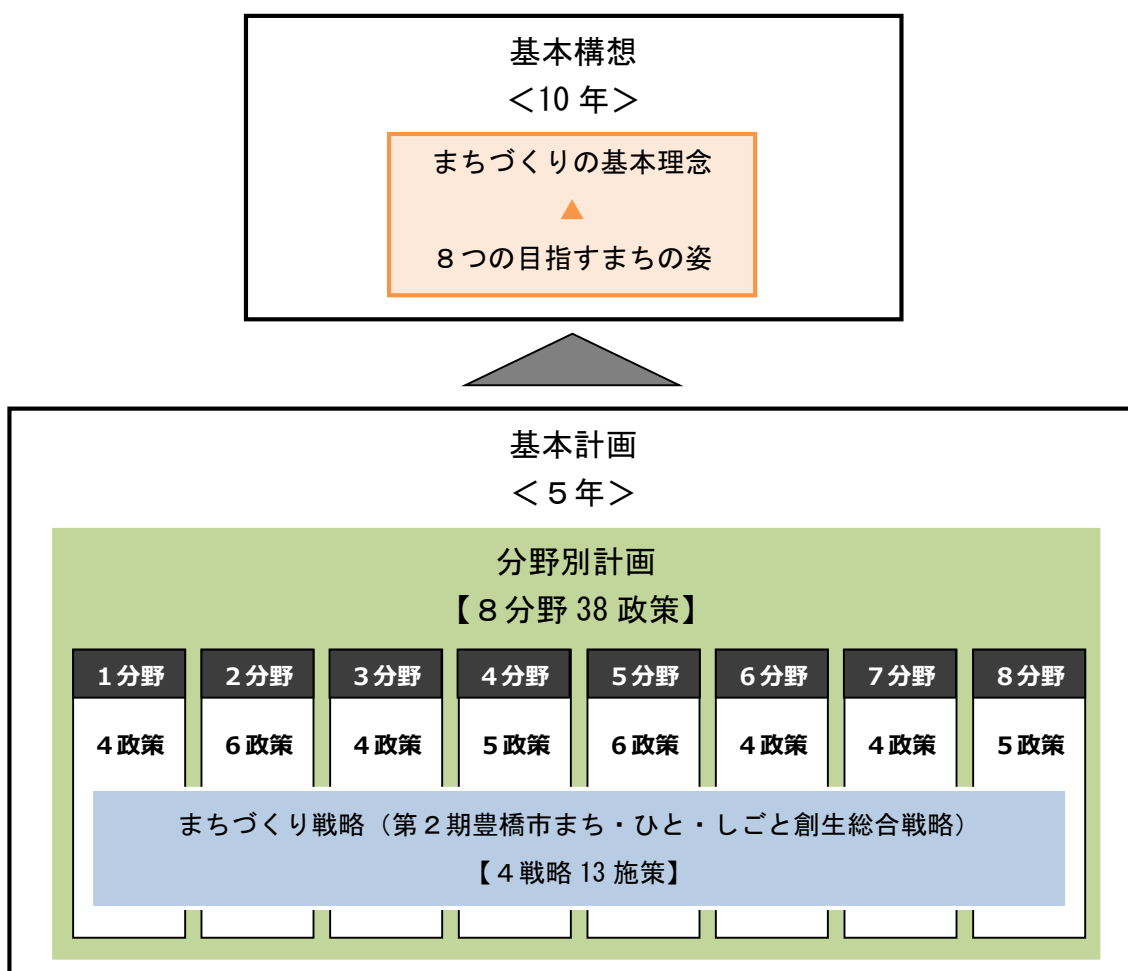


基本計画

Ⅰ. 基本計画策定の趣旨

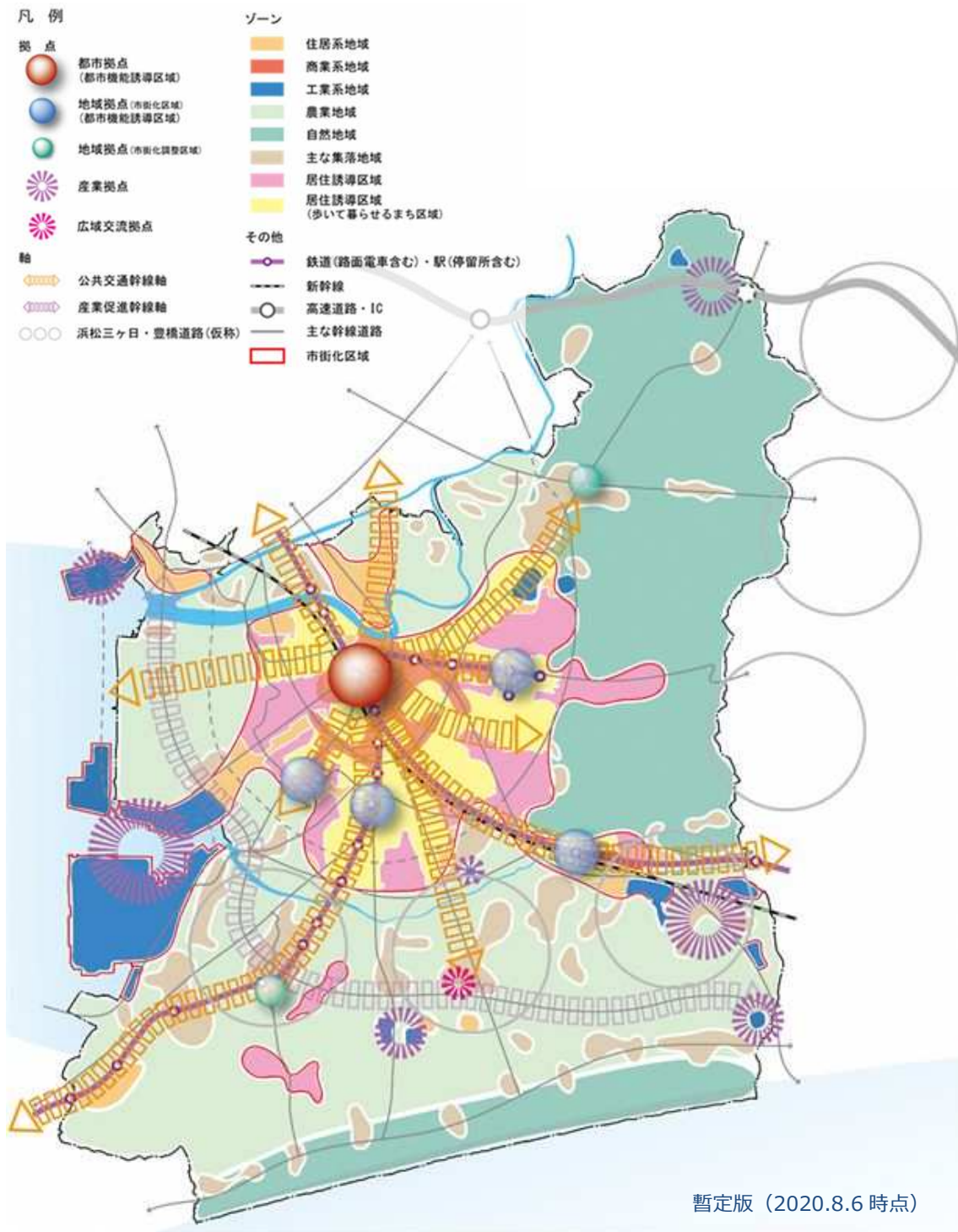
基本計画は、基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第6次総合計画（2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで）の前期5年間（2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで）における、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）と戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするもので、本市の総合的な行政運営の基本となるものです。また、まちづくり戦略は、人口減少対策に主眼を置く第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものです。

人口減少や少子高齢社会の進行など、本市を取り巻く社会環境が時代とともに変わりゆく中、目指すまちの姿の実現に向けて、多様化する行政課題への対応とともに、「自立」「挑戦」「共生」をテーマに市民一人ひとりの想いを行動へといざない、これまで以上に市民と一体となってまちづくりを進めていきます。



II. 都市空間形成の考え方

まちづくりを進めるにあたり、目指すまちの姿にふさわしい都市構造として、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素から構成される都市空間の形成を進めます。



暫定版 (2020.8.6 時点)

拠点

○都市拠点

鉄道や路面電車、路線バスなどの利便性の高い公共交通が集中している豊橋駅周辺における、商業施設、行政機関、総合病院、金融機関、文化施設といった多様な高次の都市サービスを享受できる広域的な都市機能の集積及び多様な世代やライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保する、にぎわいと活気のある東三河の中心拠点

○地域拠点（市街化区域）

南栄駅周辺、二川駅周辺、井原停留場周辺及び藤沢町周辺における、店舗や病院、銀行など日常生活に必要な地域機能の集積を高め、市街地内の生活圏の中心となる拠点

○地域拠点（市街化調整区域）

大清水駅周辺、和田辻停留所周辺における、既存の交通結節機能や施設を活用し、日用品を扱う店舗や病院などの生活利便施設の立地を図り、市街地外の生活圏の中心となる拠点

○産業拠点

三河港の臨海部や県境部といった既存の産業基盤が充実した地区や、主要幹線道路沿道等交通基盤の利便性が高い地区における、工場や物流の施設の集積を促進することでさらなる産業の発展に資する拠点

○広域交流拠点

道の駅「とよはし」周辺における、観光資源、農業・農産物等の地域固有の資源を活用し、広域から多くの人々が訪れ交流する中で活気や活力を育む拠点

軸

○公共交通幹線軸

バスや鉄道など、高いサービス水準と速達性、定時性を持つ利便性の高い幹線的な公共交通で、市外との往来に対応する広域幹線や、都市拠点と地域拠点などを結ぶ市内幹線の軸

○産業促進幹線軸

三河港の臨海部や県境部などの産業拠点と高速道路との連絡強化を図る軸

○浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）

東名高速道路三ヶ日 JCT と三河港を起終点とし、弓張山地の東側を経過地とする予定の新たな幹線道路。令和2年にルート帯3案が示された。速達性、定時性の向上による物流支援や災害時の円滑な救護活動・支援物資輸送、広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進などが期待されている軸

ゾーン

○住居系地域

良好な住宅環境が維持・保全され、生活利便施設が適切に立地する住宅用地を主体とする地域

○商業系地域

土地の高度利用が図られ、広域的な利用が見込まれる都市機能が集積する商業用地を主体とする地域

○工業系地域

工場の生産環境の維持・保全と利便性の向上が図られつつ、周辺環境と調和する工業用地を主体とする地域

○農業地域

農業生産の場として優良な農地が保全された地域

○自然地域

生物多様性の保全が図られるとともに、市民が自然とふれあうことのできる場が確保された地域

○集落地域

市街化調整区域において居住環境が維持・確保され、一定のコミュニティが形成された地域

○都市機能誘導区域

豊橋市立地適正化計画に定められた、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

○居住誘導区域

豊橋市立地適正化計画に定められた、人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域

○居住誘導区域（歩いて暮らせるまち区域）

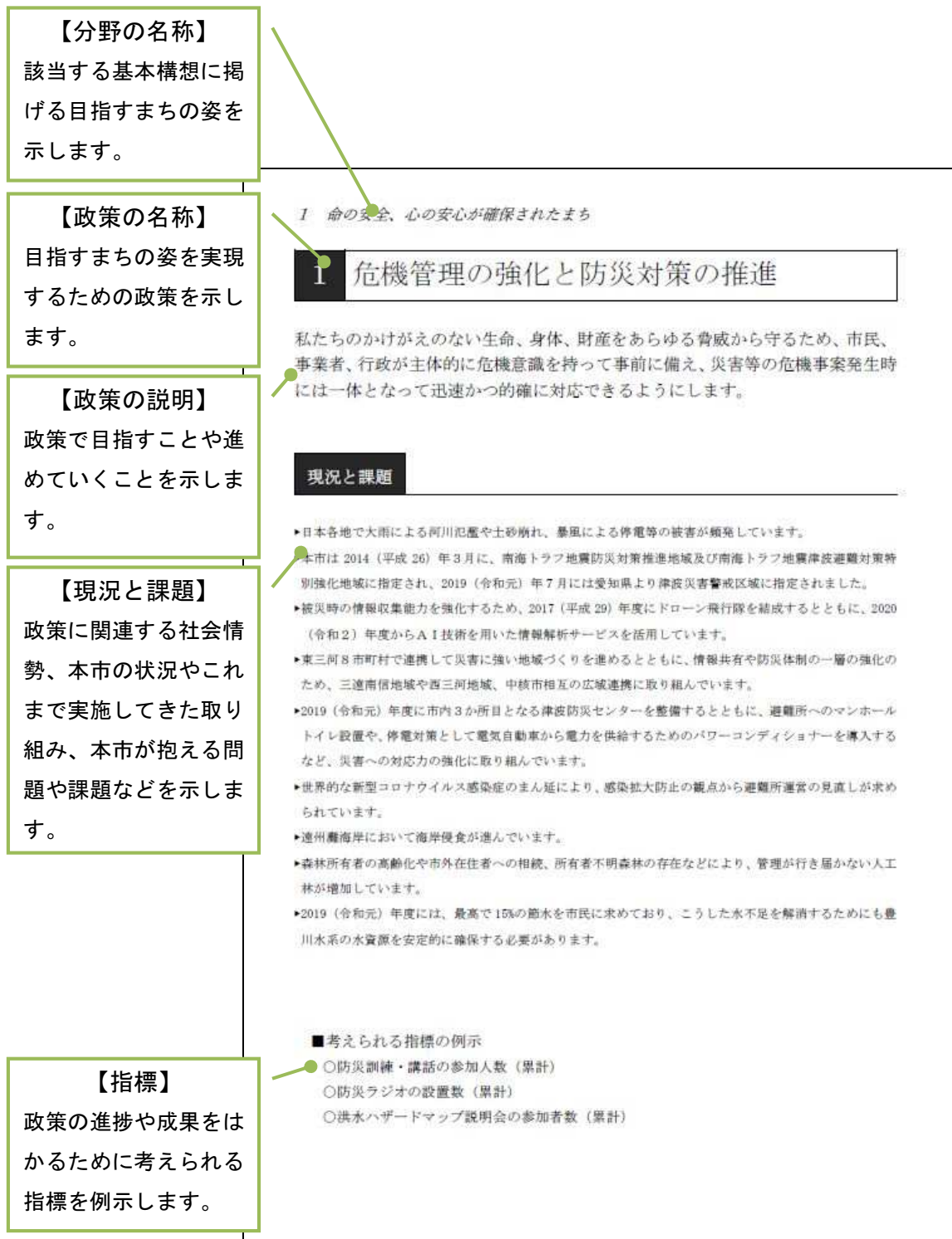
豊橋市立地適正化計画に定められた、都市機能誘導区域または各拠点へのアクセス性に優れた公共交通幹線軸沿線において、居住を積極的に誘導する区域

Ⅲ. 分野別計画

分野別計画は、総合的かつ計画的な行政運営をもって基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現を図るため、分野別に整理した「政策」ごとに、「取り組みの基本方針」や「未来をつくる みんなのアクション」などを明らかにするものです。

※社会情勢等を鑑み、計画期間の途中であっても指標等を見直す場合があります。

分野別計画（政策）の見方



取り組みの基本方針

1 災害対応力の強化

災害から市民の生命・身体・財産を守るため、南海トラフ地震による被害予測調査結果を踏まえた各種対策を推進するとともに、災害時の情報収集・伝達の充実や避難所の機能向上、関係機関との連携強化に向けた取り組みなど、活動体制の強化を図ります。また、大規模自然災害、新たな感染症の発生等による健康危機、武力攻撃やテロ等の国民保護に係る事態など、さまざまな危機の発生に備えて危機管理体制の強化を図ります。

2 地域防災力の充実

市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という主体的な行動により被害を最小限に抑えることができるよう、防災・減災意識の向上を図るとともに、自主防災活動の活性化を促します。

3 治山・治水対策の充実

水害や土砂災害による被害を防ぐため、河川・水路や砂防施設等の整備を進めるとともに、危険区域などの情報提供と避難行動の啓発活動に取り組みます。あわせて、海岸侵食を防ぐため、離岸堤などによる侵食防止対策を促進します。

また、水源涵養や土砂流出防止など森林のもつ公益的機能を維持するため、計画的な除間伐や林道の維持管理を行うとともに、豊川上流域の水源林の保全や設楽ダムの建設促進に流域全体で連携して取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶ハザードマップの確認や家具の転倒防止、水や食料等の備蓄、非常時の持ち出し品の準備などあらかじめ備えておきましょう。
- ▶災害時の対応などについて、あらかじめ家族で話し合いをしておきましょう。
- ▶豊橋ほっとメールや防災ラジオなどで災害情報を積極的に入手しましょう。
- ▶日頃から地域住民同士で顔の見える関係をつくり、いざという時には互いに助け合いましょう。
- ▶自主防災組織の活動に協力し、防災訓練などには積極的に参加しましょう。
- ▶事業者は、災害時の企業活動の維持や早期回復ができるよう、日頃から備えておきましょう。

【取り組みの基本方針】
政策を推進するための
取り組みの基本方針と
その説明を示します。

【未来をつくる
みんなのアクション】
政策を推進するにあたり、
一人ひとりに心がけて
いただきたいことや
取り組んでいただきたい
ことを示します。

1 命の安全、心の安心が確保されたまち

- 1 危機管理の強化と防災対策の推進
- 2 消防・救急救命体制の充実
- 3 暮らしの安全確保
- 4 生活衛生の確保

1 危機管理の強化と防災対策の推進

私たちがかけがえのない生命・身体・財産をあらゆる脅威から守るため、市民、事業者、行政が主体的に危機意識を持って事前に備え、災害等の危機事案発生時には一体となって迅速かつ的確に対応できるようにします。

現況と課題

- ▶日本各地で大雨による河川氾濫や土砂崩れ、暴風による停電等の被害が頻発しています。
- ▶本市は2014（平成26）年3月に、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、2019（令和元）年7月には愛知県より津波災害警戒区域に指定されました。
- ▶被災時の情報収集能力を強化するため、2017（平成29）年度にドローン飛行隊を結成するとともに、2020（令和2）年度からAI技術を用いた情報解析サービスを活用しています。
- ▶東三河8市町村で連携して災害に強い地域づくりを進めるとともに、情報共有や防災体制の一層の強化のため、三遠南信地域や西三河地域、中核市相互の広域連携に取り組んでいます。
- ▶2019（令和元）年度に市内3か所目となる津波防災センターを整備するとともに、避難所へのマンホールトイレ設置や、停電対策として電気自動車から電力を供給するためのパワーコンディショナーを導入するなど、災害への対応力の強化に取り組んでいます。
- ▶世界的な新型コロナウイルス感染症のまん延により、感染拡大防止の観点から避難所運営の見直しが行われています。
- ▶遠州灘海岸において海岸侵食が進んでいます。
- ▶森林所有者の高齢化や市外在住者への相続、所有者不明森林の存在などにより、管理が行き届かない人工林が増加しています。
- ▶2019（令和元）年度には、最高で15%の節水を市民に求めており、こうした水不足を解消するためにも豊川水系の水資源を安定的に確保する必要があります。

■考えられる指標の例示

- 防災訓練・講話の参加人数
- 防災ラジオの設置数
- 洪水ハザードマップ説明会の参加者数

取り組みの基本方針

1 災害対応力の強化

災害から市民の生命・身体・財産を守るため、南海トラフ地震被害予測調査結果を踏まえた各種対策を推進するとともに、災害時の情報収集・伝達の充実や避難所の機能向上、関係機関との連携強化に向けた取り組みなど、活動体制の強化を図ります。また、大規模自然災害、新たな感染症の発生等による健康危機、武力攻撃やテロ等の国民保護に係る事態など、さまざまな危機の発生に備えて危機管理体制の強化を図ります。

2 地域防災力の充実

市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という主体的な行動により被害を最小限に抑えることができるよう、防災・減災意識の向上を図るとともに、自主防災活動の活性化を促します。

3 治山・治水対策の充実

水害や土砂災害による被害を防ぐため、河川・水路や砂防施設等の整備を進めるとともに、危険区域などの情報提供と避難行動の啓発活動に取り組みます。あわせて、海岸侵食を防ぐため、離岸堤などによる侵食防止対策を促進します。

また、水源涵養や土砂流出防止など森林のもつ公益的機能を維持するため、計画的な除間伐や林道の維持管理を行うとともに、豊川上流域の水源林の保全や設楽ダムの建設促進に流域全体で連携して取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶ハザードマップの確認や家具の転倒防止、水や食料等の備蓄、非常時の持ち出し品の準備などあらかじめ備えておきましょう。
- ▶災害時の対応などについて、あらかじめ家族で話し合いをしておきましょう。
- ▶豊橋ほっとメールや防災ラジオなどで災害情報を積極的に入手しましょう。
- ▶日頃から地域住民同士で顔の見える関係をつくり、いざという時には互いに助け合いましょう。
- ▶自主防災組織の活動に協力し、防災訓練などには積極的に参加しましょう。
- ▶事業者は、災害時の企業活動の維持や早期回復ができるよう、日頃から備えておきましょう。

2 消防・救急救命体制の充実

地域住民、消防団、事業者、行政の協働により消防・救急救命体制を充実し、緊急事態に備えのあるまちを目指します。

現況と課題

- ▶高齢化の進行や大規模自然災害の発生、感染症のまん延など、消防や救急を取り巻く環境は複雑多様化しています。
- ▶2018（平成30）年に国は「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、市町村は自らの消防力を分析し、広域化等について議論を進めることが示されました。愛知県及び愛知県消防長会等とともに、これからの時代にふさわしい消防体制のあり方について検討を進めています。
- ▶東日本大震災を契機に、地域での災害対応力の向上が求められている一方で、地域防災活動の要となる消防団員の確保が困難になっています。
- ▶消防職場や消防団での女性のさらなる活躍に向けて、働きやすい環境整備や魅力発信に取り組んでいます。
- ▶老朽化が進む消防庁舎や車両、資機材の計画的な更新が必要です。
- ▶東三河5市で消防通信指令事務の共同処理を推進するとともに、令和元年度から聴覚・言語機能障害者や外国人からの通報をサポートする環境を整えています。
- ▶高齢化の進行に伴い救急需要が増加しています。
- ▶住宅火災による死者は、2010（平成22）年度から2019（令和元）年度の10年間で平均2.4名ですが、その内訳は高齢者が約7割を占めています。
- ▶事業所において火災が発生した際に、初動対応を円滑に行うことができる防火管理体制の整備が求められています。

■考えられる指標の例示

- 応急手当講習に参加した人数
- 住宅用火災警報器の条例適合設置率
- 消防団への多機能型車両の配備率

取り組みの基本方針

1 消防体制の充実

あらゆる災害による被害を最小限に抑えるため、消防職員の技量向上や施設及び設備の充実を図るとともに、合同訓練などを通じて広域連携による消防の総合力を高めます。また、地域における消防活動の担い手である消防団の充実を図ります。

2 救急救命体制の充実

救命率の向上を図るため、救急救命士や救急隊員を育成するとともに、医療機関と連携した円滑な傷病者の搬送などを行います。また、市民や事業所との協働により、応急手当の普及啓発を図ります。

3 火災予防対策の強化

火災を未然に防ぎ、また火災による被害を最小限に抑えるため、人命危険の高い事業所や危険物施設等を保有する事業所への指導等を通じ、事業所の防火・防災管理体制の強化を図ります。

また、住宅火災の低減と高齢者の人的被害の軽減に向けて、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶突然のけがや病気に対して、家庭や職場でできる応急手当を身に付けましょう。
- ▶地域防災活動の要である消防団に入団し、一緒に地域を災害から守りましょう。
- ▶ご自宅に住宅用火災警報器を取り付け、適切に維持管理しましょう。
- ▶事業者は、必要な消防用設備の設置と維持管理を行い、防火管理体制づくりに努めましょう。
- ▶近所の高齢者宅に気を配り、火災の初期消火や体調悪化時には救命の手助けなどを心掛けましょう。
- ▶緊急時に戸惑うことなく落ち着いて 119 番通報できるように、通報講座や通報体験に参加しましょう。

3 暮らしの安全確保

市民や関係機関、事業者、行政などそれぞれが交通安全や防犯などの取り組みを主体的に実践することにより、安全で安心な暮らしを守ります。

現況と課題

- ▶本市の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、子どもや女性を狙った不審者情報は増加しており、また高齢者を狙った特殊詐欺が巧妙化しています。
- ▶高齢化や共働き世帯の増加に伴い、防犯活動の担い手の確保が懸念されています。
- ▶受動喫煙の防止に関する法や条例の施行に伴い、飲食店をはじめとした施設では2020（令和2）年4月から原則屋内禁煙となる中、路上喫煙者の増加が懸念されます。
- ▶本市の交通事故件数は減少している一方で、子どもや歩行者が重傷化する事故が発生しています。
- ▶高齢化の進行に伴い、高齢者が交通事故の加害者や被害者となる事例が増えています。
- ▶「豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例」を2019（平成31）年に制定し、ヘルメットの着用や保険加入等を自転車利用者の責務としています。
- ▶2016（平成28）年に東三河広域連合による消費生活相談を開始し、東三河のどの市町村に住んでいても、より適切な相談や救済を受けることができます。
- ▶インターネットオークションやフリマアプリの急速な普及に伴い、個人間取引におけるトラブルが近年増加しています。

■考えられる指標の例示

- 豊橋警察署管内の刑法犯罪発生件数
- 市内交通事故における人身事故件数
- 消費生活相談件数

取り組みの基本方針

1 防犯・治安対策の推進

犯罪の発生を地域と一体となって抑止するため、自主防犯団体の活動を支援し防犯力の強化を図るとともに、子どもや女性、高齢者などの犯罪被害に狙われやすい方を基準とした防犯情報の提供や防犯教育などに取り組みます。

また、快適で安全な生活環境を確保するため、喫煙禁止区域内での路上禁煙の徹底を図るとともに、区域外においても路上喫煙を控えるよう啓発に取り組みます。

2 交通安全対策の推進

交通事故を未然に防ぐため、地域と協働した交通安全活動や歩行者優先への意識変革を促す交通安全教育、子どもの安全対策、高齢者の運転免許自主返納支援に取り組むとともに、交通ビッグデータを活用した予防型の交通安全対策を進めます。

また、自転車の安全利用を図るため、ヘルメットの着用や保険の加入を自転車利用者へ促します。

3 消費者保護の推進

消費者被害の救済や未然防止のため、東三河地域で連携しながら消費生活相談や啓発活動に取り組むとともに、消費生活相談員の育成などによる体制の充実を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶カギをかけることを習慣にし、市民一人ひとりの目配りでみんなの安全・安心につなげましょう。
- ▶交通ルールを守りましょう。
- ▶自転車に乗るときは保険に加入し、ヘルメットをかぶりましょう。
- ▶消費者としての正しい知識を身に付け、トラブル時には消費生活相談センターなどに電話しましょう。

4 生活衛生の確保

市民、事業者、行政それぞれが日常の衛生管理について正確な情報を共有し、行動することにより、みんなで衛生的な環境の整ったまちを目指します。

現況と課題

- ▶新型コロナウイルス感染症のまん延により健康危機管理に対する社会的関心が高まっており、多数の方が利用する施設における衛生水準の確保が重要視されています。
- ▶食中毒や異物混入等による健康被害が全国的に発生しており、事業者による徹底した衛生管理が求められています。
- ▶市営墓地への需要に応えるため、貸出しできる墓所区画を安定的に確保する必要があります。
- ▶飼い主のいない猫、動物に対する理解不足、ペットの不適正な飼い方などが社会問題になっています。
- ▶災害発生時には人だけでなく、ペットも安全に避難できるようにするための対策が求められています。

■考えられる指標の例示

- HACCP 衛生監視実施件数
- 環境衛生施設等の監視指導件数
- 動物愛護講習等への参加者数

取り組みの基本方針

1 環境衛生対策の推進

公衆浴場や旅館、ホテルなど生活衛生関係営業施設の衛生面に起因する健康被害の発生を防止するため、効果的な監視指導及び検査を実施するとともに、事業者による自主衛生管理を推進します。

2 食品の安全対策の強化

食品等を原因とする健康被害の発生を防止するため、取扱施設における HACCP に沿った衛生管理を促進するとともに、消費者への食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、流通食品の検査やと畜検査を適切に行い、食の安全を確保します。

3 斎場の円滑な運営並びに墓地の適切な管理

増加する火葬需要に対応するため、PFI 手法により新たに整備した斎場の円滑な運営を行います。また、墓地を適切に管理するとともに市民の墓地需要に対応するため、返還墓所の再貸出し等を進めます。

4 動物愛護管理の推進

動物と共生する社会を実現するため、動物の愛護や適切な飼い方への理解を促すとともに、収容された犬や猫の譲渡や地域猫活動への支援に取り組みます。

また、災害時においてもペットの適切な管理ができるよう、平時からペット用品の備蓄やペットのしつけに対する啓発を行うとともに、被災動物対策の体制強化を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶食中毒や感染症などの健康危機に関する正確な情報の収集を心がけ、正しい知識をもちましょう。
- ▶不特定多数の人が利用する施設の事業者は、衛生対策を徹底しましょう。
- ▶食品等事業者は、HACCP に沿った衛生管理を実践し、食品事故を防止しましょう。
- ▶ペットを飼う場合は、習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう。

2 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

- 1 健康づくりの推進
- 2 医療の充実
- 3 地域福祉の充実
- 4 高齢者福祉・介護保険の充実
- 5 障害者(児)福祉の充実
- 6 生活自立の支援

1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康の大切さを認識し、生涯を通じて自発的な健康づくりに取り組み、市民が健やかで幸せに暮らすことができる社会を目指します。

現況と課題

- ▶市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができるまちを目指し、2019（平成 31）年に豊橋市健幸なまちづくり条例を制定し、とよはし健康宣言事業所の認定制度やウォーキングイベントの開催などに取り組んでいます。
- ▶地域と協働でウォーキングマップづくりなどの活動に取り組んでいますが、人生 100 年時代を見据えて、若い世代から、身近なところで継続的に取り組める健康づくりやフレイル予防を推進する必要があります。
- ▶2018（平成 30）年に健康増進法の一部を改正する法律が制定されたことを受け、2019（平成 31）年に本市独自の取り組みを加えた豊橋市受動喫煙防止条例を制定し、環境整備や普及啓発活動に取り組んでいます。
- ▶全国や愛知県と比較して、本市では糖尿病予備群の割合が高い状況が続いています。特定健康診査の受診を促し、特定保健指導を強化することが必要です。
- ▶本市では全国と同様に、約 3 人に 1 人はがんで死亡していますが、がん検診受診率は 10.7%と低い状況にあります。
- ▶2016（平成 28）年 4 月に自殺対策基本法が改正されたことを受け、2018（平成 30）年度に豊橋市自殺対策計画を策定しました。生きることへの支援や周知啓発とともに、自殺対策を支える人材の育成を推進しています。
- ▶新型コロナウイルス感染症まん延を契機に感染症対策の重要性が高まっています。
- ▶全国的な晩婚化を背景に、不妊・不育への支援が求められています。また、望んだ時期に妊娠・出産ができるよう、思春期の健康教育に取り組んでいます。
- ▶家族の関係が変化し、家族から支援が受けられない妊産婦は増加しており、育児の孤立化を防ぐための支援が必要です。

■考えられる指標の例示

- 糖尿病の有病者の割合
- 同居家族の喫煙率（4 か月児の父親、母親）
- 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合

取り組みの基本方針

1 健康的な暮らしの支援

市民の自発的な健康づくりが活発になるよう、健康に関心のある層だけでなく、市民一人ひとりが気軽に健康づくりに取り組むことができる機会の提供と継続できる環境の整備を図ります。

2 たばこ対策の推進

望まない受動喫煙が生じないように、正しい知識の普及や受動喫煙を防止するための環境づくりを進めるとともに、禁煙希望者への支援に取り組みます。

3 疾病の予防対策の推進

疾病の早期発見、早期治療のため、がん検診や各種健（検）診の受診を促すとともに、生活習慣改善に向けた支援や重症化の予防を推進します。

また、心身ともに健康で過ごせるよう、こころの健康や難病等に起因する本人及び家族の不安解消を図るとともに、身近な場所で気づき、支える担い手の育成に取り組みます。

4 感染症対策の推進

感染症のまん延を防ぐため、予防接種、市民の不安への相談対応、発生動向の把握分析、感染症の検査などを推進し、健康危機管理体制の充実を図ります。

また、新型コロナウイルスなどによる新たな感染症の発生に伴う医療崩壊を防ぐため、医療機関との連携体制を強化します。

5 母子保健の推進

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して妊娠、出産、子育てをできるように、妊よう性や不妊への理解を促すとともに、各種健康診査や相談窓口等の充実を図ります。また、産前・産後サポートの充実や地域に根差した切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶ バランスの良い食事や適度な運動を心がけ、定期的に健（検）診を受診するなど、自ら健康づくりに取り組みましょう。
- ▶ 事業者は、健康経営を積極的に進め、従業員の健康保持に努めましょう。
- ▶ 喫煙ルールを守り、望まない受動喫煙をなくしましょう。
- ▶ 手洗いやうがいの習慣づけや予防接種を受けるなど、感染症予防に努めましょう。
- ▶ 子育て家庭が孤立しないように気を配り、地域で子育てを応援しましょう。

2 医療の充実

必要なときに適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医や在宅医療への理解を深めるとともに、質の高い持続可能な保健医療を提供します。

現況と課題

- ▶医師会と連携して在宅当番医や休日夜間急病診療所など休日や夜間の診療対応を行っています。医師の高齢化や新規開業医が減少しており、1次救急医療などの医療体制の維持が必要です。
- ▶世界的な新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に、集団感染や院内感染のリスクが注目されています。新たな感染症の発生に備え、徹底した予防対策と地域医療体制が重要視されています。
- ▶市内全中学校区に応急救護所を設置し、応急救護所開設訓練の実施や、臨時救護基幹センターの設備強化に取り組んでいます。
- ▶国民健康保険では、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は2010（平成22）年度から2019（令和元）年度までの10年間で約33%増加しています。後期高齢者医療制度においても、高齢者の増加により医療費総額が増加しています。
- ▶豊橋市民病院では、医師や看護師の確保が依然として困難な状況が続いています。働きやすい職場環境の整備や最新の医療設備の導入など、医療従事者にとって魅力ある病院づくりが必要です。
- ▶医療制度改革や医師の働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症のまん延など、医療を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなることが予想されるため、東三河の中核病院である豊橋市民病院の診療体制の充実と経営健全化に向けた一層の取り組みが必要です。

■考えられる指標の例示

- 豊橋市民病院の患者紹介率
- 豊橋市民病院の患者逆紹介率

取り組みの基本方針

1 保健医療体制の充実

必要なときに安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の推奨など適正受診の普及啓発を図ります。また、地域の医療機関の役割分担と連携を強化し、在宅医療を推進するとともに、新たな感染症による医療崩壊を防ぐための保健医療体制を整えます。

2 災害時医療体制の充実

災害時における臨時救護機関センター及び応急救護所の判断力と実践力の向上を図るため、三師会や災害拠点病院をはじめとする医療機関との連携を強化します。また、災害時の健康危機に対する保健衛生活動体制を整備します。

3 公的医療保険制度の円滑な運営

市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療制度を円滑に運営します。また、国民健康保険の広域化を推進するなど効率化を進め、制度の安定を図ります。

4 市民病院の充実

東三河の地域医療を支える中核病院として、地域に信頼される病院を目指し、救急医療、高度専門医療などの急性期医療を充実するとともに、地域の医療機関等との連携を一層強化します。

また、新型コロナウイルスなどによる感染症が発生しても安全・安心で質の高い医療を継続して提供できるよう、医療体制を強化します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶診療所と病院の役割を認識しながら、かかりつけ医を持ち適切に受診しましょう。
- ▶ジェネリック医薬品を利用しましょう。

3 地域福祉の充実

行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民同士の支え合いにより、地域の課題に取り組み、すべての人がいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指します。

現況と課題

- ▶福祉制度の狭間や 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える 8050 問題、介護と子育てを同時に担うダブルケアなど、複合的な課題への対応が求められています。
- ▶単身世帯の増加、価値観の多様化などにより、地域住民同士のつながりが希薄化し、地域における相互扶助の機能が低下しています。
- ▶災害時など、地域での支え合い活動が重要視されている中、地域住民、自治会、福祉サービス事業所、行政等が連携し、それぞれの役割に応じた取り組みを進める必要があります。
- ▶高齢化の進展に伴い成年後見制度のニーズの増加が見込まれるため、権利擁護を支える担い手を確保する必要があります。あわせて、成年後見制度の利用を促進するためのさらなる周知が必要です。

■考えられる指標の例示

- 相談支援包括化推進員への相談ケース数
- 避難行動要支援者の個別支援計画作成数
- 成年後見支援センターの相談件数

取り組みの基本方針

1 地域福祉活動の推進

地域全体で支え合いながら、いきいきと暮らせる地域づくりを推進するため、ボランティアなどの地域福祉の担い手となる人材の育成や、住民が地域の課題を自ら把握して解決を試みる活動及びその体制づくりを支援します。また、福祉制度の狭間や複合的な課題への対応に向けた相談支援体制や、避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。

2 暮らしを支える福祉サービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者、障害者などさまざまな人が必要な支援を受けることができる環境を整備します。

また、福祉サービスの質を確保するため、社会福祉法人や施設等の指導監査を東三河広域連合と連携して実施します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶挨拶など地域の方と日常的な関わりを持ち、顔の見える関係づくりを進めましょう。
- ▶地域での支え合いを心がけましょう。
- ▶災害時に自ら避難することが困難な方は、避難行動要支援者台帳への登録を行いましょ

4 高齢者福祉・介護保険の充実

すべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域住民、事業者、行政が一体となって、互いに支え合う地域づくりを推進します。

現況と課題

- ▶高齢化のさらなる進行に伴い、介護サービス等が必要な要介護等認定者や認知症高齢者が増加するとともに、日常生活で支援が必要な高齢者独居世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加すると見込まれています。
- ▶高齢者が住み慣れた場所で必要な時に必要な支援を受けられる「地域包括ケアシステム」の深化と推進が必要とされています。
- ▶平均寿命や健康寿命の延伸による人生100年時代に向けて、高齢者が健康で生きがいをもって活躍できる環境づくりが求められています。
- ▶認知症が身近なものとなり、認知症高齢者等が尊厳を保ちつつ社会の一員として尊重される地域づくりが求められています。
- ▶2018（平成30）年度から、本市をはじめ東三河8市町村の介護保険者を統合し、東三河広域連合が保険者となって介護保険の事務処理を行っています。

■考えられる指標の例示

- 介護予防の運動に取り組むグループ数
- 認知症サポーター養成講座延べ受講者数
- 支え合い活動登録団体数

取り組みの基本方針

1 高齢者の活躍の機会拡大と介護予防の推進

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、就労や地域活動など高齢者の活躍の機会を拡げます。また、加齢に伴う虚弱状態であるフレイルへの対策や、介護予防のための知識の普及や自主活動への支援に取り組みます。

2 お互いさまのまちづくりの推進

高齢者が地域とのつながりを持って心豊かに暮らせるよう、地域住民などが主体となった支え合い活動の普及拡大を図ります。

3 認知症高齢者支援の推進

認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症の方の意思が尊重され多様な役割を担える地域づくりを推進するとともに、認知症の早期発見、早期対応のための体制づくりや家族への支援に取り組みます。

4 高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して生活できるよう、地域ぐるみで高齢者を見守るためのネットワークを強化します。また、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、充実した生活支援サービスを提供します。

5 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が医療と介護の両方のサービスを切れ目なく受けられるよう、東三河ほいっぷネットワークを用いた情報共有や在宅医療サポートセンターの運営などにより、在宅医療と介護の連携強化に取り組みます。

6 介護保険のサービスの充実と円滑な運営

高齢者が尊厳を保ちながら日常生活を営むことができるよう、東三河広域連合の構成市として質の高く充実した介護保険サービスの提供を行い、介護保険制度を円滑に運営します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶ 普段の生活の中に健康づくりやフレイル・介護予防の活動を取り入れましょう。
- ▶ 地域活動やボランティア活動、就労に関心を持ち、積極的に社会参加の機会を持ちましょう。
- ▶ 認知症を正しく理解し、認知症の方を見守りましょう。

5 障害者（児）福祉の充実

市民、事業者、関係団体、行政が障害に対する理解を深め、一体となって障害者（児）を支援することにより、地域における自立と社会参加を進めます。

現況と課題

- ▶身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者総数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者が顕著に増加しています。また、障害福祉サービス等の利用者数、利用量ともに増加しています。
- ▶すべての市民が互いに尊重し、支え合いながら暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、2018（平成30）年に「豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」を制定するとともに、研修やイベントを開催して周知啓発を行っています。
- ▶医療的ケアを必要とする障害者（児）が増加する中、本人とその家族の負担を軽減するため、2018（平成30）年から保育園等に訪問看護ステーションの看護師を派遣しています。
- ▶発育段階における障害の早期発見と適切な療育が求められる中、こども発達センターの療育支援体制の充実と人材確保が必要です。
- ▶障害者（児）への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。

■考えられる指標の例示

- 福祉施設から一般就労への移行者数
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣件数
- こども発達センター重症心身障害児（者）通園者数

取り組みの基本方針

1 障害者（児）の自立と社会参加の促進

障害者（児）が自立して生活できるよう、相談支援体制や就労支援体制、障害福祉サービス、コミュニケーション手段の充実などにより、障害のある人とない人との相互理解を促進します。また、医療的ケアを必要とする障害者（児）への支援を推進します。

2 療育支援の推進

障害の早期発見と適切な療育を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携した総合的な療育支援を推進するとともに、高山学園の児童発達支援センター機能やこども発達センターの専門性を生かした療育支援体制の強化を図ります。

3 円滑な医療費の助成

障害者（児）が安心して継続的に医療を受けることができるよう、本人が負担する医療費への助成を行います。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶日頃から障害への理解を深め、一人ひとりができることを考えてみましょう。
- ▶障害を理由とする差別をなくしましょう。
- ▶暮らしのさまざまな場面で、障害者（児）の立場に立った配慮を心掛けましょう。
- ▶子どもの成長や発達について心配がある時は、一人で悩まず、地域の相談機関に気軽に相談しましょう。

6 生活自立の支援

生活に困っている方の状況に応じて支援を行い、経済的自立だけでなく生活面や健康面での自立を目指します。

現況と課題

- ▶2019（令和元）年度の生活保護者数は2,000人ほどで、近年では減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症による景気悪化の影響を受け、生活困窮世帯及び生活保護世帯ともに増加が見込まれます。
- ▶心身の健康を損なったことを起因として就労がままならず生活保護の申請に至るケースが多く、また生活保護世帯のうち高齢者世帯、傷病・障害者世帯が全体の8割を占めています。
- ▶生活保護世帯や生活困窮世帯の中には、経済的な問題のみならず、社会的ひきこもり、DV、虐待、多重債務など、複合的な課題を抱えている世帯が多く存在しています。
- ▶就労支援により早期に就労を開始できても、職場環境になじめずに短期離職してしまうことがあるため、就労後のフォローアップなどによる心理的なサポートが重要視されています。
- ▶就労準備支援では、生活習慣や日常生活の指導・訓練に加え、実際の職場での継続的な就労体験や就労訓練が必要となるため、新たな協力事業所を開拓し、就労先の選択肢を広げることが求められています。

■考えられる指標の例示

- 求職活動を行っている生活保護者の庁内ハローワーク窓口の利用率
- 生活困窮者の就労自立者数
- 生活保護者の健康診査受診者数

取り組みの基本方針

1 生活保護者への継続的な自立支援

生活保護者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送ることができるよう、就労や健康管理のための支援制度の利用を促すとともに、地域社会とのつながりを持つための支援を継続的に行います。

2 生活困窮者に対する包括的な自立支援

生活困窮者が安定した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた自立支援計画を策定するなど、庁内外の関係機関と連携した包括的支援に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶それぞれの状況に応じて就労や健康管理に前向きに取り組むとともに、地域社会とのつながりを持ちましょう。
- ▶生活面、経済面での悩み事がある場合は、一人で抱え込まずに相談窓口を利用しましょう。

3 活力みなぎり、はつらつと働けるまち

- 1 農漁業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 雇用の安定と働き方の充実
- 4 三河港の振興

1 農漁業の振興

農業者の生産力や経営力を高めるとともに、安全・安心で魅力あふれる農作物を生産することで、消費者に選ばれる産地を目指します。

現況と課題

- ▶露地野菜、施設野菜、畜産物、花きなど、多種多様な農産物を生産し、全国有数の農業産出額を誇る本市でも、農業現場では担い手不足や労働力不足が深刻な課題となっています。
- ▶気候変動の影響や自然災害による被害を最小限に抑えるため、環境制御機能を備えた低コスト耐候性ハウス等の整備を積極的に進めています。
- ▶不整形や小規模な農地では、農作業の効率性が低く、離農や耕作放棄の増加につながっています。また、排水機場や排水路等の農業生産基盤の老朽化による能力低下が懸念されています。
- ▶豊橋産農産物の東南アジア諸国等への継続したプロモーション活動により、輸出量や品目数の増加につながっています。今後は、国内外の関係者との連携を一層強化するとともに、他産地・他国との差別化を図る取り組みが必要です。
- ▶新型コロナウイルス感染症のまん延により影響を受けた地元産業を支える視点からも、地産地消や食育の理解を深める取り組みが必要です。
- ▶農家の経営を安定化させる手段のひとつとして、6次産業化による農産物加工品の開発・販売を進めています。
- ▶2019（令和元）年に、本市の食や農業などの魅力の発信拠点となる「道の駅とよはし」が開駅し、市内外から多くの方が訪れています。

■考えられる指標の例示

- 中心経営体数（実質化された人・農地プラン）
- 新規就農者数
- 農業生産基盤整備面積

取り組みの基本方針

1 農業者の経営力の強化

農業経営の安定とさらなる発展のため、自然災害などのさまざまなリスクへの備えを促すとともに、農業者による設備投資を支援します。また、経営規模の拡大を図る農業者への農地集積を進めます。

2 農業者の確保・育成

担い手不足や労働力不足を解消するため、新規就農者の確保と担い手の育成を支援するとともに、先端農業技術を活用することができる人材の育成に取り組みます。また、女性、障害者、外国人などさまざまな人たちが活躍できる環境の整備を図ります。

3 農業生産を支える基盤の充実

農業者が安定的かつ効率的に生産できる基盤を整えるため、ほ場や農道の整備を進めます。

また、農地のたん水被害を未然に防止するため、排水機場や排水路の計画的な更新及び維持管理を行います。

4 競争力の高い産地づくりの推進

高品質で収益性の高い農産物等を生産するため、ロボットや ICT 技術を活用したスマート農業の導入や施設のリノベーション、農業機械のシェアリングなど生産性を高めるための取り組みを支援します。また、積極的なプロモーション活動を展開してブランド力を高めるとともに6次産業化を支援し、農産物等の付加価値の向上を図ります。

5 地産地消の推進

豊橋産農産物等の消費拡大を図るため、道の駅とよはしや関係団体と連携して本市が全国に誇る農産物等の魅力を発信するとともに、食農教育を推進して本市農業への理解を深めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶農業者は消費者の信頼に応える農産物を提供しましょう。
- ▶豊橋産農産物を食べて、豊橋の農業者を応援しましょう。
- ▶豊橋産農産物の良さを知人などへ紹介しましょう。

2 商工業の振興

商工業の発展による地域経済の活性化を図るため、多様性に富んだ地域産業の強みとつながりを生かしながら、既存産業の成長の機会を創出するとともに、イノベーションで次代の基幹産業を生み出します。

現況と課題

- ▶新型コロナウイルス感染症のまん延により事業者は経済的打撃を受けています。
- ▶後継者不足から休廃業する中小企業が増加しており、地元企業の有する高い技能を次世代に伝承する機会の損失も懸念されています。
- ▶中小企業は経営基盤が脆弱であり、資金調達等を円滑に行える環境が必要です。
- ▶本市の年間商品販売額は県内3位以内を維持しているものの、卸売業、小売業ともに商店数、従業者数は減少傾向にあります。
- ▶地元の大学や企業と連携した研究開発に取り組んでおり、その成果から新たなビジネスモデルを生み出すことが必要です。
- ▶本市産業の持続的成長を促すため、スタートアップが生まれやすい仕組みづくりを進めています。
- ▶三弥地区や東細谷地区の工業用地の整備と企業誘致を行っています。

■考えられる指標の例示

- 新産業創出関連事業参加者数
- 制度融資総額に占める設備資金融資額の割合
- 産業用地における立地企業数

取り組みの基本方針

1 経営基盤の強化と人材育成への支援

中小企業の安定経営を図るとともに新型コロナウイルス感染症のまん延による影響を受けた事業者を支えるため、中小企業による設備投資や円滑な資金調達を支援します。

また、事業活動を支えるため、研修等の開催により人材の育成と確保を支援するとともに、後継者不足に悩む事業者が円滑に事業承継するための支援体制を強化します。

2 スタートアップの促進と新たなビジネスモデルの創出支援

スタートアップしやすい環境をつくるため、地域内において起業から成長まで段階に応じた支援体制を整備するとともに、地域外から人材と技術を取り入れて積極的に活用する仕組みづくりなどを進めます。

また、企業の成長を促すため、経営拡大を目指す事業者による新技術・新製品の研究開発や販路開拓などの意欲的な取り組みを支援するとともに、産学官金の連携を強化し、新たなビジネスモデルの創出につながる新規事業の立ち上げを支援します。

3 産業集積の促進

産業の集積と雇用の創出を図るため、三弥地区や東細谷地区の工業用地の整備と企業誘致を進めるとともに、広域幹線道路の整備にあわせた産業集積に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶事業者は創意工夫で魅力的な商品やサービスを開発しましょう。
- ▶ICTやIoTなど新しい技術を取り入れて、地域のイノベーションを加速させましょう。
- ▶地元のお店で飲食や買い物を楽しみましょう。

3 雇用の安定と働き方の充実

働きがいがありワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりを進め、人材の確保と雇用の安定へとつなげます。

現況と課題

- ▶少子化の影響や若い人材の流出により、地元企業では若手人材の獲得が困難な状況となっています。一人でも多くの若者に地元企業の魅力が伝わるように支援する必要があります。
- ▶女性、高齢者、障害者、外国人等問わず、多様な人材の活用を促すためには、企業の意識改革や誰もが働き続けることができる環境づくりが必要です。
- ▶2019（平成31）年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、企業は、働くすべての人の労働環境をよりよくするために取り組むことが求められています。
- ▶新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、雇用や就労への考え方が見直される中、テレワークなどの新しい働き方を取り入れる必要があります。

■考えられる指標の例示

- 就職支援を行った若年者の数
- 奨学金返還支援補助金の対象事業者数

取り組みの基本方針

1 雇用の安定と人材確保

雇用の維持さらには拡大を図るため、多様な人材の活用につながる啓発活動を行うとともに働きやすい職場づくりを支援するほか、就職を契機とした UIJ ターンを促進します。また、職業訓練や資格取得など働くために必要な技能を学び高めることができる機会をつくれます。

2 労働者の福祉の充実

労働者が安心して働けるよう、労働関係団体による相談窓口の設置や福利厚生等の充実に向けた活動を支援します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶事業者は多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方ができる職場をつくりましょう。
- ▶事業者は企業の魅力を分かりやすく発信しましょう。
- ▶学ぶ機会を生かして資格取得やスキルアップを目指しましょう。

4 三河港の振興

国際自動車港湾として、物流機能や防災機能などの強みをさらに伸ばし、地域産業の発展につなげるとともに、市民に親しまれる港づくりを進めます。

現況と課題

- ▶三河港は、1993（平成5）年から連続で完成自動車の輸入台数及び金額が日本で、輸出でもトップクラスを誇るなど、日本を代表する国際自動車港湾です。一方で、取扱量の増加に伴い、自動車保管用地の不足や物流の非効率性が課題となっています。
- ▶今後も企業から選ばれる港であるためには、臨港道路東三河臨海線をはじめとした港湾施設の整備やIoTの活用により物流機能を高める必要があります。
- ▶三河港のコンテナ取扱量は減少傾向にあります。地域企業の国際競争力を維持するためには、航路の充実や、変化する企業ニーズに対応したサービスの提供が必要です。
- ▶大規模地震後の緊急物資輸送拠点となる耐震強化岸壁が2018（平成30）年度に整備されました。災害発生時に臨海部企業のサプライチェーンの寸断を防ぐためには、港湾BCPの充実や、港湾機能のさらなる強靱化が必要です。
- ▶港湾物流機能をさらに強化するためには、名豊道路（国道23号バイパス）豊橋・豊橋東バイパス区間における4車線化や、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）をはじめとする広域幹線道路のネットワーク化を促進する必要があります。
- ▶ポートインフォメーションセンターは、三河港の情報発信やみなとフェスティバル等にぎわいの拠点として親しまれていますが、市民が港への理解を深め、港に親しむためにはさらなる魅力アップが必要です。

■考えられる指標の例示

- 完成輸入自動車の取扱台数
- 年間コンテナ取扱量
- ポートインフォメーションセンターの来館者数

取り組みの基本方針

1 ものづくり産業を支える港づくり

地域のものづくり産業の国際競争力を支えるため、港湾物流機能の強化や効率化を図るとともに、災害に対する強靱化を促進します。

また、利用企業のさらなる増加を図るため、サービスを充実するとともに国内外でのポートセールス活動を推進します。

2 港のにぎわいの創出

港への理解を深め、港に親しんでもらうため、ポートインフォメーションセンターを拠点に、豊橋みなとフェスティバルでの体験イベントや三河港に立地する企業の見学ツアーなどを通じて、企業と市民との交流の機会を創出します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶事業者は三河港を積極的に活用しましょう。
- ▶港のイベント等に参加するなど、港を知り、親しみをもちましょう。

4 豊かな人間性を備え、未来を創る人を育むまち

- 1 子育て支援・児童福祉の充実
- 2 学校教育の推進
- 3 生涯学習の推進
- 4 科学教育の推進
- 5 子ども・若者の健全育成

1 子育て支援・児童福祉の充実

子どもの健やかな成長を願い、子育てするすべての人を応援するとともに、結婚から、妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援し、子育てに安心や希望がもてるまちを目指します。

現況と課題

- ▶2019（令和元）年における本市の合計特殊出生率は 1.47 で、全国より高いものの、人口の維持に必要な 2.07 と比べると依然として低い状況です。
- ▶共働きの増加等により 0～2 歳児の入園希望は増加傾向にあり、保育需要の変化に対応する受け皿の確保が必要なほか、特別な支援が必要な児童や外国につながる子どもへの支援が求められています。
- ▶核家族化の進行や共働き家庭の増加により、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立に係る困難さが増しており、妊娠から、出産、子育てにわたる切れ目のない支援を充実するとともに、社会全体で子育てを支援する必要があります。
- ▶こども若者総合相談支援センター（ココエール）に寄せられる児童相談件数は年々増加しており、児童虐待や不登校、しつけ、貧困など相談内容も幅広いため、関係機関と連携するとともに地域に根差したきめ細かな支援が必要です。

■考えられる指標の例示

- 妊娠・出産・子育てに関する相談件数
- 保育所・認定子ども園における待機児童数
- 子育て応援企業の認定事業所数

取り組みの基本方針

1 安心して結婚や子育てができる環境づくり

子どもの健やかな成長を支えるため、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、社会全体で子育て家庭を応援する意識づくりに取り組みます。また、希望する若い世代を対象にした結婚支援を行います。

2 幼児期の教育・保育の充実

希望する時期に幼児教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズに応じた、多様で質の高い教育や保育を提供できる環境の整備を進めます。

3 地域における子育てへの支援

子育てへの不安や負担感を解消するため、相談体制を充実するとともにさまざまな保育サービスを提供し、保護者に寄り添った適切な支援を行います。また、関係機関や地域住民、企業等と連携し、地域が一体となった子育て支援を進めます。

4 子どもの権利を守る方策の推進

すべての子どもの権利が尊重されるよう、啓発活動を通じて子どもの視点に立った環境づくりを進めるとともに、子どもや家庭にとって一層利用しやすい児童相談体制を整え、児童虐待防止対策の充実を図ります。

5 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等が自立して安定した生活を送れるよう、保護者への経済的支援や就業支援に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶地域住民同士で顔の見える関係をつくり、子どもや子育て家庭に温かい眼差しでエールを送りましょう。
- ▶子育てをする従業員が働きやすい職場づくりを進めましょう。
- ▶仕事と家庭の調和に取り組みましょう。
- ▶子どもをひとりの人間として尊重し、子どもが安心して過ごせるよう心がけましょう。

2 学校教育の推進

子どもたちの「生きる力」を育むよう、学校、家庭、地域が一体となって確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育の実現を目指します。

現況と課題

- ▶2017（平成 29）年に告示された学習指導要領において、プログラミング教育や外国語教育など社会の変化を見据えた新たな学びが導入されました。これに伴い、教職員の力量を高めるとともに、社会と連携・協働した教育活動を充実させることが求められています。
- ▶新型コロナウイルス感染症まん延のような想定を超えた状況に直面しても、ICT を活用した授業などにより教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障する必要があります。
- ▶子どもの偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れが見られます。
- ▶児童生徒数の減少に伴い、小規模な学校が増加する傾向にある中、学級や学年の人数に関わらず、子ども同士が切磋琢磨する機会を確保する必要があります。
- ▶家族形態の変化や地域のつながりの希薄化が見られる中、学校、家庭、地域が一体となって、地域の特色に応じた教育活動を推進していく必要があります。
- ▶外国人市民の増加に伴い、多国籍化や多言語化が進み、来日して間もないために日本語の習得が不十分な状況で就学している子どもたちが増えており、生活適応支援や日本語指導などの支援を充実する必要があります。
- ▶いじめや不登校などの相談件数は増加しており、未然防止や早期対応に向けた取り組みを充実する必要があります。
- ▶くすのき特別支援学校では、関係機関等との連携をより一層深め、卒業生の就労を進めていく必要があります。
- ▶豊橋高等学校では、外国人生徒の増加や多国籍化の進行に伴い、日本語の習得が不十分なために授業内容が理解できず退学に至るケースがあり、進学及び就職率が伸び悩んでいます。

■考えられる指標の例示

- 学校評価における「確かな学力の保証」の項目がAランクに評価された小中学校の割合
- 学校評価における「健やかな体の育成」の項目がAランクに評価された小中学校の割合
- 豊橋高等学校の進学率・就職率

取り組みの基本方針

1 豊かな学びの推進

子どもたちの確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための体力を育むため、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、教科担任制や外部人材の活用などによる質の高い授業づくりを進めます。また、英語教育やキャリア教育、ICTを活用した教育など、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図ります。

さらに、発達段階に応じた系統的な教育を推進するため、小中一貫教育をはじめ、幼児期から高等学校まで校種を越えたつながりのある教育に取り組みます。

2 健やかな心とからだの育成

子どもたちが健やかに学校生活を送ることができるよう、健康診断や環境衛生検査を行います。

また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるよう、安全・安心な給食を提供するとともに食育を推進します。

3 教育環境の充実

子どもたちが等しく将来の夢を抱き、その実現に向けて努力できる環境を整えるため、経済的な支援などにより切れ目のない教育機会を保障するとともに、教職員の多忙化解消に向けた取り組みを推進し、教職員が子どもと向き合う時間を充実させます。

また、子どもたちにとって望ましい学習環境を確保するため、計画的かつ効率的に学校施設等の整備を進めるとともに、人口減少時代における学校のあり方についての検討を進めます。

4 教職員の力量向上

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、それぞれの個性や能力を引き出すことができるよう、学び続ける教職員を育成するとともに、キャリアに合わせて効果的な研修が受講できる体制を構築するなど教職員の力量向上のための取り組みを充実します。

4 豊かな人間性を備え、未来を創る人を育むまち

5 特色ある学校づくり

子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、それぞれの地域の自然環境、歴史、文化などを踏まえた特色ある教育活動を展開します。

また、地域とともにある学校づくりを目指して、学校と保護者・地域住民等が連携して学校運営に取り組むコミュニティスクールを推進します。

6 個の特性に寄り添った教育の推進

さまざまな事情を抱えた子どもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童生徒や不登校児童生徒への支援体制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばすため、くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育を実施するとともに、就労支援に重点をおいた学校づくりを推進します。

さらに、豊橋高等学校及び家政高等専修学校の生徒一人ひとりが自立し、社会に貢献できる人材となれるよう、学校の特色を生かしたきめ細かなキャリア教育を推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶自分の夢や目標に向かってがんばる子どもたちを、みんなで応援しましょう。
- ▶通うことが楽しい学校になるよう、学校と家庭、地域が手を取りあって子どもたちを育てていきましょう。
- ▶勉強や運動をがんばって自分の得意なことをたくさんつくっていきましょう。
- ▶食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけましょう。

3 生涯学習の推進

子どもから大人まで、市民一人ひとりが生涯にわたり学ぶことができ、その成果を生かして活躍することができる社会の構築を目指します。

現況と課題

- ▶人生 100 年時代を迎える中、生涯活躍するための学び直しの機会として、生涯学習のニーズが高まっています。
- ▶地域教育への必要性は高まっており、さらなる地域活動機会の充実と地域人材の発掘が課題となっています。
- ▶共働き世帯の増加に伴い、放課後に児童が過ごす居場所へのニーズはさらに高まっています。
- ▶図書館には、これまでの図書の閲覧や貸出、調査や学習などの静的な場に加え、交流やにぎわいを創出する動的な場としての期待が高まっています。

■考えられる指標の例示

- 地区市民館の利用者数
- のびるん de スクール登録児童割合
- 図書館の年間来館者数

取り組みの基本方針

1 多様な学習機会の充実

市民が生涯にわたり学び続けることができるよう、各世代のニーズに対応したさまざまな学習機会を提供するとともに市民館の機能を高めるなど、生涯学習環境の充実を図ります。

2 地域・学校・家庭の協働の推進

市民が学んだことを生かし生涯にわたり活躍できるよう、地域で学習成果を発揮することができる場をつくります。また、地域や学校と連携し、家庭での教育を支援します。

3 放課後の学びと交流機会の充実

子どもたちが勉強、運動、遊びや交流をしながら安全に過ごすことができるよう、地域との連携によるさまざまな利用者ニーズに対応した放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

4 図書館の充実

市民が利用したくなる知識と情報の拠点となるよう、図書や郷土資料を収集・提供するとともに、多様なニーズに応じたサービスの充実に取り組みます。また、地域の人材と情報などをつなぐ交流拠点としての機能を充実します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶さまざまな学習機会を活用して学びましょう。
- ▶学んだ成果を地域で発揮しましょう。
- ▶人生を豊かにするため、図書館の知識や情報を活用しましょう。
- ▶図書館の豊富な地域資料を活用し、郷土の歴史や文化を学びましょう。

4 科学教育の推進

身近な生きものから宇宙までを学ぶことができ、新しい発見や驚きに出会うことができる科学教育環境をつくれます。

現況と課題

- ▶地球温暖化や生物多様性の損失などさまざまな地球規模での課題がある中、自然や科学への学習機会の必要性が高まっています。
- ▶自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園では、企画展やワークショップなどを通じて、自然や科学に触れ、学ぶ機会を提供しています。
- ▶誰もが自然や科学を学ぶことができる拠点として、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を向上させる必要があります。

■考えられる指標の例示

- 科学教育施設の入場者数
- 科学教育施設の収蔵資料数

取り組みの基本方針

1 科学を学び親しむ機会の充実

科学への理解や関心を深めるため、特色ある企画展やイベントの開催などを通じて、市民への普及啓発を図るとともに科学を学ぶ機会を充実します。

また、質の高い教育普及活動を展開するため、資料の収集や学芸員等による積極的な調査研究活動を行います。

2 科学教育環境の充実

科学への学習意欲を育む環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を高めるとともに、特色を生かした科学教育の拠点づくりを一体的に推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶すごい！ふしぎ！と身のまわりの出来事に驚き、感動し、想像する心を持ちましょう。
- ▶のんほいパークで、地球の歴史や、生物の進化と多様性について学びましょう。
- ▶視聴覚教育センター・地下資源館で、生活の中で起こるさまざまな事象の原理や、宇宙、資源について学びましょう。

5 子ども・若者の健全育成

顔の見える関係を地域でつくり、困難を抱える子ども・若者やその家族を理解して支えるとともに、心身とも健やかに成長しながら前に進むことのできる力を育みます。

現況と課題

- ▶スマートフォンやSNSの普及により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ▶こども若者総合相談支援センター(ココエール)に寄せられる子ども・若者相談件数は年々増加しており、関係機関や地域と連携した子どもや若者及びその家族への継続的な支援が必要です。
- ▶低所得世帯の子どもの自己肯定感や学習意欲は低い傾向にあり、地域や社会全体で支援を行う必要があります。
- ▶本市では、食品の寄附を募り配布するフードバンクや、中学生の学生服等のリユース、子ども食堂による居場所づくりなど、さまざまな子どもの貧困対策を行っている団体等を支援しています。
- ▶地域住民同士のつながりが希薄化する中、子どもの健やかな育ちに重要な「顔の見える関係づくり」が課題となっています。

■考えられる指標の例示

- 非行防止啓発活動への参加率
- 子ども食堂等の子どもの居場所数
- 子ども・若者相談窓口対応件数

取り組みの基本方針

1 青少年の健全育成

青少年の非行を未然に防ぐとともに健全な成長を支えるため、地域や家庭、学校、関係機関と連携し、啓発活動や見守り活動などに取り組みます。

2 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

子どもたちが困難を乗り越え健やかに成長することができるよう、地域で貧困家庭の子どもを支える仕組みをつくとともに支援体制を充実します。

また、困難を抱える子どもや若者が社会的に自立できるよう、関係機関と連携し、一人ひとりの状況やライフステージに応じた包括的かつ切れ目のない支援に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶あいさつやスポーツ、文化活動などを通じて、地域の子どもとコミュニケーションをとりましょう。
- ▶孤立しがちな困難を抱える子ども・若者やその家庭へ思いやりの気持ちを持ちましょう。

5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

- 1 芸術文化の振興
- 2 スポーツの推進
- 3 美術の振興と歴史文化の継承
- 4 国際化・多文化共生の推進
- 5 市民協働の推進
- 6 男女共同参画の推進

1 芸術文化の振興

市民一人ひとりが多様な芸術文化に触れ、また担い手となるよう育み、芸術文化をごく身近なものとして感じられるまちを目指します。

現況と課題

- ▶穂の国とよはし芸術劇場「プラット」では、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する一方で、ダンスや演劇などのワークショップの開催などを通じて芸術文化の裾野の拡大を図っています。
- ▶児童・生徒が芸術文化に触れる機会として、学校鑑賞公演などを充実しています。
- ▶市指定無形民俗文化財である飽海人形浄瑠璃など地域の伝統芸能を継承している団体では、後継者不足が深刻化しているため、担い手の確保・育成が必要です。
- ▶老朽化が進んでいる文化施設も多く、統廃合を視野に入れた対策が必要となっています。
- ▶新型コロナウイルス感染症のまん延など、今までの生活様式が変わるような状況に対して柔軟に対応できるよう、文化活動における新しいスタイルの検討が必要となっています。

■考えられる指標の例示

- 文化施設における文化事業参加・鑑賞者数
- 文化施設における文化活動利用件数
- 文化活動への共催・後援件数

取り組みの基本方針

1 個性あふれる芸術文化によるまちの魅力向上

芸術文化が盛んな魅力あるまちにするため、質の高い芸術文化に触れることのできる機会を充実するとともに、本市の芸術文化作品や取り組みを市内外に向けて発信します。

2 芸術文化の幅広い分野への展開

芸術文化に触れる機会を創出するため、アーティスト等が学校へ出向いて行うワークショップ活動の充実や、高齢者や障害者への体験機会の提供など、さまざまな分野と連携した芸術文化活動を展開します。

3 芸術文化を支える人づくり

芸術文化を担う人を育てるため、文化活動団体や教育機関等と連携して人材育成や顕彰等の取り組みを行います。

また、文化団体の活動の場を確保するため、文化施設の適切な維持管理と運用を図ります。

4 豊かな芸術文化の未来への継承

この地域で育まれた芸術文化を次世代へ継承するため、豊橋交響楽団や吉田文楽保存会などの伝統ある芸術文化活動団体を支援します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶芸術文化を積極的に鑑賞しましょう。
- ▶芸術文化活動に積極的に参加しましょう。
- ▶伝統文化をみんなで支えましょう。

2 スポーツの推進

いつでも、どこでも、誰でも気軽に「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむことができる環境をつくり、市民一人ひとりの心豊かな暮らしにつなげるとともに、まちの魅力と活力を高めます。

現況と課題

- ▶ 小学校の部活動廃止やスポーツニーズの多様化が進む中、子どもたちがスポーツに触れる新たな機会をつくる必要があります。
- ▶ 豊橋ゆかりのアスリートがこれまでの経験で培ってきた知識や技能を次世代に引き継いでいく必要があります。
- ▶ 老朽化が進んでいるスポーツ施設も多く、機能の集約などを図りながら施設を充実させる必要があります。
- ▶ 競技スポーツのプロ化や健康志向の高まりから、スポーツの社会的、経済的側面が注目されています。
- ▶ 多様なスポーツニーズへの対応やスポーツを通じたまちの活性化が求められている中、市民や競技団体のほか、スポーツに関する民間事業者等とのさらなる連携が必要です
- ▶ 新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、2020（令和2）年度に開催を予定していた多くのスポーツ大会やスポーツイベントが延期や中止となる中、新しい生活様式に則したスポーツ大会やスポーツイベントの運営が求められています。

■ 考えられる指標の例示

- 週 1 回以上スポーツを行っている市民の割合
- スポーツ少年団の加入割合
- プロ、社会人スポーツの誘致数

取り組みの基本方針

1 スポーツへの参加促進

多くの市民にスポーツの魅力を知ってもらい、スポーツに親んでもらうため、マラソンをはじめとする各種スポーツ行事の開催やハイレベルなスポーツ大会の誘致、スポーツボランティアの機会創出など、市民一人ひとりが目的に応じて気軽に「する」「みる」「ささえる」スポーツに触れることができる機会をつくります。

2 スポーツ環境の充実

市民が生涯にわたりスポーツに関わることができるよう、指導者の育成や活躍した選手のセカンドキャリアの支援などに取り組むとともに、質と量のバランスを意識しながらスポーツ環境の基盤となるスポーツ施設の整備を進めます。

3 スポーツによるまちの魅力と活力の創出

市民とともにスポーツを通じた活力あるまちをつくるため、プロスポーツチームや豊橋ゆかりのアスリート、関係団体、企業と連携・協働し、スポーツツーリズムなどによる交流の促進やスポーツのエンターテインメント性を生かした地域経済の活性化に向けた取り組みを進めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶暮らしにスポーツを取り入れましょう。
- ▶スポーツ観戦を楽しみましょう
- ▶豊橋ゆかりのアスリートを応援しましょう。

3 美術の振興と歴史文化の継承

美術資料や歴史資料などの文化財・歴史資産を適正に保存し、これをより多くの市民に積極的に公開し活用します。

現況と課題

- ▶美術博物館では、価値観の多様化にあわせてさまざまな展覧会や講座を開催しています。また、2016（平成28）年度に特別展示室及び収蔵庫を増築し、最適な環境の中で美術資料や歴史資料を保存・活用しています。
- ▶二川宿本陣や商家「駒屋」を核とした二川宿町並みの保護を進めていますが、取り組みをさらに前進させるには、地域住民との協働による保存・継承活動が必要です。
- ▶史跡瓜郷遺跡や史跡馬越長火塚古墳群の保存と活用に向けて取り組んでいます。
- ▶埋蔵文化財の発掘調査、史跡・遺跡の保存整備、有形・無形文化財や天然記念物の保存・調査を継続的に行っていく必要があります。
- ▶文化財の価値の周知や、市民の文化財保護意識の向上が必要です。

■考えられる指標の例示

- 美術博物館の入館者数
- 二川宿本陣資料館の入館者数
- 指定・登録文化財の件数

取り組みの基本方針

1 美術博物館の充実

市民の美術や歴史に対する理解や関心を高めるため、質の高い企画展や常設展を開催するとともに、学芸員による調査研究や啓発活動に取り組みます。また、展示施設や収蔵施設の機能の向上を図ります。

2 文化財の保護と次世代への継承

市民の財産である文化財への愛着を高めるため、旧東海道二川宿に残る「本陣」、旅籠屋「清明屋」、商家「駒屋」などの歴史資源の保存と一体的な活用を進めるとともに、全国へ情報発信します。

また、史跡や天然記念物など、貴重な文化財を次世代に継承するため、それぞれの特性に応じた保存と活用に取り組むほか、さまざまな学習プログラム等を展開し、文化財への市民の意識を高めるとともに自主的な文化財保護活動を促進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶感性を磨く絵画資料や本物の歴史を伝える資料を、自分の眼で体感しましょう。
- ▶身近にある資料が貴重な文化財となることもあるという意識をもって、資料や文化財を大切に残し、継承していきましょう。
- ▶文化財保護に関する講演会や活動に参加しましょう。

4 国際化・多文化共生の推進

これまでの国際交流や国際協力を深化させ、世界の国々が持続的に発展することを目指すとともに、国の垣根を越えてお互いの文化や習慣の違いを認め合う共生のまちづくりを進めます。

現況と課題

- ▶2006（平成18）年12月に行った平和・交流・共生の都市宣言に基づき、人や地域、世界の国々とのつながりを大切にし、平和に関する意識啓発を推進しています。
- ▶中国南通市や米国トリード市との友好・姉妹都市交流や、ドイツヴォルフスブルグ市やリトアニアパネヴェジス市等とのパートナーシティ交流を進めています。
- ▶（公財）豊橋市国際交流協会を中心に、地域に根差した国際交流団体等による国際交流や国際協力活動が積極的に行われています。
- ▶言葉の壁がある中、「やさしい日本語」の活用により、外国人市民が暮らしやすい環境づくりを推進しています。
- ▶外国人市民が安心して本市に住み続けられるよう、わかりやすい情報提供や外国人情報窓口の設置、外国人相談業務の充実に取り組んでいます。
- ▶外国人市民に対する日本語学習環境の充実やライフプランの形成に関する支援が必要です。
- ▶外国人市民がまちづくりに参画し、活躍できる機会の創出が必要です。

■考えられる指標の例示

- 豊橋が住みやすいと答えた外国人市民の割合
- 外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合
- 豊橋市国際交流協会による催しへの参加者数

取り組みの基本方針

1 国際連携の推進

地域の特色を活かした国際化を進めるため、友好・姉妹都市やパートナーシティとの交流を一層深化させるとともに、(公財)豊橋市国際交流協会など民間主体による国際交流や国際協力を促進します。

2 多文化共生の推進

日本人市民と外国人市民との共生社会を実現するため、外国人市民の国籍や在留資格に配慮しながら関係機関と連携した切れ目のない支援を行うとともに、日本人市民への受け入れ理解を促進し、外国人市民が地域の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶日本人市民も外国人市民もお互いの文化や習慣の違いを認め合い尊重しましょう。
- ▶やさしい日本語を使うことを心がけ、住みやすいまちにしましょう。

5 市民協働の推進

市民一人ひとりが自分の住んでいる地域や社会のことを考えて行動し、また地域コミュニティ、市民活動団体、事業者などあらゆる主体、あらゆる世代が協力してまちづくりに取り組む社会を目指します。

現況と課題

- ▶地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会の加入率は減少傾向にあります。
- ▶自治会をはじめとする地域コミュニティと行政が協力し、地域住民が主体となったまちづくりを進める必要があります。
- ▶まちづくりを牽引していく人材の育成や、活動の拠点となる施設の機能充実など、地域コミュニティや市民活動団体の活動へのさらなる支援が必要となっています。
- ▶進学や就職を契機とした若者の市外流出が課題となっており、次代の担い手となる若者の意見を市政に生かすとともに、市民活動への若者の積極的かつ主体的な参画が求められています。

■考えられる指標の例示

- まちづくり活動に参加したことがある市民の割合
- 校区市民館の利用者数
- わかば補助金申請件数

取り組みの基本方針

1 地域コミュニティ活動の促進

地域課題の解決に向けて住民主体のまちづくり活動が活発に行われるよう、市民協働の意識を高めるとともに担い手の育成に取り組みます。また、活動の拠点となる校区市民館の機能を高めるとともに、地域ごとの特色ある活用を進めます。

2 市民活動への支援

福祉、教育、防災、防犯、環境などのさまざまな分野で市民協働によるまちづくりを進めるため、市民活動団体の公益的な活動を支援します。

3 若者活躍の支援と機会の充実

若者のまちづくり活動への主体的な参画を促すため、若者の意見を市政へ生かす機会を創出するとともに、若者が企画・運営するまちづくり活動を支援します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶自治会に加入しましょう。
- ▶本市や地域の問題を知り、まちが良くなる方法をみんなで考えましょう。
- ▶自治会活動に参加するなど地域で助け合える関係を築きましょう。
- ▶地域コミュニティ活動の場として、校区市民館を積極的に活用しましょう。
- ▶ボランティア活動などみんなのためになることに積極的に参加しましょう。

6 男女共同参画の推進

性別によらずに人権が尊重され、さまざまな場面で活躍することができ、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

現況と課題

- ▶「男は仕事、女は家庭」という固定的な捉え方が依然として深く根付いており、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消を進める必要があります。
- ▶各種委員会・審議会等の女性比率が伸び悩んでいます。男女が等しく能力を発揮できる環境づくりを推進するためには、政策方針決定の場や、指導的地位への女性の積極的な登用が必要です。
- ▶女性の正規雇用の割合が低い中、社会的、経済的、精神的な自立への支援が必要となっています。
- ▶DV や性暴力を代表とする女性への暴力等の根絶に向けた取り組みが必要です。
- ▶LGBT 等性的少数者に対する理解を深めることが求められています。

■考えられる指標の例示

- 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対する人の割合
- 各種委員会、審議会等への女性委員の登用率
- 女性相談、DV 相談などの件数

取り組みの基本方針

1 性別によらずに活躍できる環境の充実

誰もがいきいきと個性や能力を発揮できるよう、性別による固定的な役割分担意識を解消し、仕事、学校、家庭、地域活動などでの男女共同参画を進めるとともに女性の活躍を促進します。

2 性別による困難を抱える人への支援の充実

性差別や性自認に関わる不安や悩み、権利侵害を解消するため、相談体制を充実させて一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに予防啓発に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶性別による偏見をなくしましょう。
- ▶事業者は、男女がともに力を発揮することができる職場づくりや、仕事と家庭を両立することができる環境づくりに努めましょう。
- ▶多様な性についての理解を深め、誰もが自分らしく生きられるまちをつくりましょう。

6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

- 1 まちなかの活性化
- 2 のんほいパークの魅力向上
- 3 シティプロモーションの推進
- 4 観光の振興

1 まちなかの活性化

地域住民、事業者、行政が連携し、老朽街区の更新や魅力ある拠点の整備を行うとともに、広場や通りなどの公共空間の利活用を進め、集い過ごしたくなる「東三河の玄関口」にふさわしいまちなかの形成を目指します。

現況と課題

- ▶ 中心市街地では、これまでに 10 件の再開発事業が行われてきましたが、未だ老朽化した街区が数多くあります。
- ▶ まちなかの通りの景観や歩く環境を向上させ、「歩く楽しみ」という新たな魅力を加えるストリートデザイン事業を進めています。
- ▶ 中心市街地の空き店舗数は減少傾向にありますが、引き続き魅力的な店舗等を集積していく必要があります。
- ▶ 中心市街地では、歩行者天国をはじめとする各種イベントを事業者や民間団体等と一体となって実施しています。

■ 考えられる指標の例示

- 中心市街地の人口
- 空き店舗数
- 公共空間の年間稼働率

取り組みの基本方針

1 魅力あるまちなかの整備

居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、既存道路や公園等の利活用を行うとともに駅前大通二丁目地区や豊橋駅西口駅前地区等の再開発を進めます。また、空き店舗や空き家などの民間ストックにリノベーションなどで新たな魅力を付加することで、その周辺エリアの価値を高めます。

2 まちなかのにぎわいの創出

中心市街地の商業・サービス業を活性化するため、歩行者天国やまちなかマルシェなど来街のきっかけとなるイベントを開催するとともに、事業者等と連携して魅力ある商業・サービス業の集積を図ります。また、まちなか図書館（仮称）やまちなか広場（仮称）のオープン後は、駅前に立地する強みを生かして中心市街地のさまざまな機能と連携し、来街と滞在の促進や回遊性の向上に向けた取り組みを進めるとともに、まちづくり活動の一層の活性化を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶まちなかでの過ごし方を一緒に考え、楽しみながら交流しましょう。
- ▶事業者や地域住民は、住む人も訪れる人も居心地の良い空間となるよう、中心市街地の清掃や植栽の手入りに協力しましょう。
- ▶事業者や地域住民は、通りやエリアで行われる地域の催事やイベント等に積極的に取り組み、または協力しましょう。

2 のんほいパークの魅力向上

生物多様性の保全や動物福祉に取り組むとともに、生きものや環境について学び、関心と理解を深められる場として、市民が集い、楽しむことができる『のんほいパーク』を創ります。

現況と課題

- ▶豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）は、園内に動物園、植物園、遊園地、自然史博物館を有する魅力ある複合施設として、市内外から多くの方に利用されています。
- ▶ボルネオ保全プロジェクトへの参画や世界動物園水族館協会（WAZA）への加盟を通じて、世界規模での生物多様性の保全に貢献しています。
- ▶生きものを取り巻く自然環境や社会環境の変化により、世界的に生物の多様性が失われており、動物福祉の在り方についても見直しが必要とされています。
- ▶動植物園の社会的役割として、生きものや環境に対する正しい理解を深め、共感を得るとともに、動物たちの生き生きとした姿を間近で感じ取ってもらうことで、人が集まる環境づくりを構築していくことが求められています。
- ▶魅力にあふれた展示や多様なプログラムの開催により集客力は高まっていますが、顧客分析に基づいたコンテンツの提供やプロモーション活動を一層進める必要があります。
- ▶施設の老朽化が進んでいることから、ニーズに合わせた施設の整備と長寿命化を進める必要があります。

■考えられる指標の例示

- 年間入園者数
- 生物多様性保全、動物福祉、教育に関する活動件数

取り組みの基本方針

1 生物多様性の保全と動物福祉の推進

生きものを取り巻く自然環境や社会環境の変化に対応するため、生息域外、域内の双方における希少種の保全や飼育レベルの向上、生きものの生態に配慮した飼育環境の整備などさまざまな取り組みを進めます。

2 生きものや環境への理解・共感の育成

生きものやそれらを取り巻く環境を楽しみながら学べる場となるよう、講座や体験などを取り入れた教育プログラムの充実を図ります。

3 人が集まる拠点づくり

何度でも訪れたい魅力的なのんほいパークであるよう、子どもから大人まで楽しむことができる多様なプログラムを開催するとともに、来園者サービスの向上につながる環境整備と施設の長寿命化に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶のんほいパークに生きる野生動物を通して、その生息域や地球環境の現状を学び、私たちの生活スタイルが環境に与える影響について考えてみましょう。
- ▶地球上の生物すべてが、我々と同じ、かけがえのない命であることを理解しましょう。
- ▶のんほいパークを憩いや学びの場として積極的に活用しましょう。
- ▶多くの人にのんほいパークの魅力を広めましょう。

3 シティプロモーションの推進

本市ならではの仕事や暮らしの魅力をわかりやすく発信し、都市イメージとして浸透させるとともに、さまざまな関わりの中で本市への誇りと愛着を育むことにより、多くの方から「選ばれるまち」を目指します。

現況と課題

- ▶少子高齢化の進行や地方分権の進展など地方自治体を取り巻く環境の変化に伴い、本市の魅力を発信することの重要度が増しています。
- ▶本市では「ええじゃないか豊橋」を合言葉に、手筒花火、のんほいパーク、路面電車、とよはし食文化をメインコンテンツとしたさまざまなプロモーション活動を展開しています。
- ▶2017（平成29）年の「陸王」や2020（令和2）年の連続テレビ小説「エール」など、近年ではドラマや映画を通じた魅力の発信により、本市を認知してもらうことに一定の成果が得られています。一方で、豊橋のイメージが喚起されるような情報発信が必要とされています。
- ▶2021（令和3）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、本市の魅力を発信するよい機会ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されます。

■考えられる指標の例示

- 豊橋の自慢度
- 豊橋の愛着度

取り組みの基本方針

1 まちのブランド化の推進

他都市との差別化により「選ばれるまち」となるよう、本市ならではの仕事や暮らしの魅力をとらえた、わかりやすいメッセージを通じて、魅力にあふれた都市としてのイメージの定着を図ります。

2 豊橋のファンづくり

本市のことを好きになり、関わりを持ちたくなるファンを増やすため、さまざまな媒体を活用して本市の魅力を市内外に機動的に発信するとともに、ファン自らが本市の情報を発信することができる仕組みをつくります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶本市の良いところを知り積極的に発信しましょう。
- ▶他の地域の人と積極的に交流して本市の魅力を知ってもらい、みんなに愛されるまちをつくりましょう。
- ▶チャレンジ精神で、本市に新しい魅力をつくりましょう。

4 観光の振興

地域資源（ヒト・モノ・コト）を磨き上げ、感動体験を観光客と共有できる取り組みを進め、国内外から観光客が訪れたいくなるまちを目指します。

現況と課題

- ▶本市には手筒花火や路面電車、のんほいパークなど特色ある資源が数多く存在しています。これらの地域資源を全国から集客できる観光資源に磨き上げることが必要です。
- ▶炎の祭典や首都圏での手筒花火の放揚、海外へ向けたプロモーションにより手筒花火の魅力を市内外に発信していますが、こうした取り組みを本市への誘客や消費活動につなげることが課題となっています。
- ▶2019（令和元）年度に開駅した道の駅とよはしを拠点に、本市の魅力を体感する体験型観光を進めています。
- ▶誘客にあたり、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響を軽減するための対策が必要です。
- ▶本市が有する観光資源や発信力だけでなく、東三河地域の自然、文化など多種多様な魅力と連携したプロモーション活動を行っていく必要があります。

■考えられる指標の例示

- 市内宿泊施設への宿泊者数
- 地域振興施設 Tomate の売り上げ
- 情報プラザ利用者数

取り組みの基本方針

1 観光資源の魅力づくり

本市への誘客と消費喚起を促すため、既存の観光資源の魅力を高めるとともに、新たな観光資源の発掘や創出に取り組みます。

また、観光客が本市の魅力を存分に楽しめるよう、道の駅とよはしを拠点とした体験型観光などの仕組みづくりを推進します。

2 おもてなし環境の充実

国内外から訪れる観光客が簡単にわかりやすく情報を入手できるよう、案内表示の多言語化を進めます。また、豊橋駅情報プラザの機能の向上と観光客を迎え入れるための体制の強化を図ります。

3 誘客につながるプロモーションの推進

本市の観光資源を目的として多くの方に訪れてもらえるよう、国内外で観光プロモーションを展開します。また、東三河地域の観光資源をつないで魅力を高めるとともに、地域が連携した効果的な情報発信を行います。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶手筒花火や表浜海岸など、地域の大切な観光資源をみんなで守りましょう。
- ▶観光客をあたたかく親切に迎え入れましょう。
- ▶事業者は多言語対応など観光客の受け入れ環境を整えましょう。

7 自然と共生し、地球環境を大切にすまち

- 1 気候変動対策の推進
- 2 資源循環の推進
- 3 自然環境の保全
- 4 緑の環境づくり

1 気候変動対策の推進

省エネの実践や再生可能エネルギーの利用を進めて、低炭素で環境にやさしいまちを目指します。

現況と課題

- ▶気候変動に関する国際協定（パリ協定）で、我が国は2030（令和12）年の温室効果ガス削減目標として2013（平成25）年比26%と高い目標を掲げています。
- ▶本市は、2018（平成30）年に持続可能なエネルギーの推進や温室効果ガス排出量の国の目標以上の削減を目指す「世界首長誓約/日本」に誓約し、市民や事業者とともに省エネ実践行動などに取り組んでいます。
- ▶生ごみや下水汚泥などを資源として新たな再生可能エネルギーを創出する国内最大規模のバイオマス利活用センターが2017（平成29）年度に稼働し、年間約680万kWh（一般家庭の約1,890世帯分）の電力を供給しています。
- ▶地球温暖化に起因する気候変動により、生活、社会、自然環境等にさまざまな影響が生じており、環境の変化への適応が求められています。

■考えられる指標の例示

- 温室効果ガス総排出量（2015年度比）
- 再生可能エネルギー施設設置量
- エコファミリーの登録件数

取り組みの基本方針

1 低炭素型社会の促進

地球温暖化防止に貢献するため、市民や事業者への意識の定着に向けた環境教育や省エネ設備の導入支援等に取り組み、省エネ実践行動の普及を図ります。また、公共施設への省エネ性能の高い機器の導入を率先して進めます。

2 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出する化石燃料の消費を抑制するため、バイオマスや太陽光など地域の特性を生かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を進めます。

3 気候変動への適応策の推進

気候変動による避けがたい影響がもたらす被害を回避あるいは軽減するため、集中豪雨などの自然災害や熱中症などのリスクを理解し備えてもらうための普及啓発に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶節電や緑のカーテンなど、日々の生活の中で簡単にできる省エネ活動を行いましょう。
- ▶太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し、地球にやさしいエネルギーを使いましょう。
- ▶気候変動による環境への影響に関心を持ち理解を深めましょう。

2 資源循環の推進

市民一人ひとりが、ごみ減量とリサイクルを一層進めることにより、効果的で効率的に資源が循環するまちを目指します。

現況と課題

- ▶家庭ごみの中で大きなウエイトを占めるもやすごみの排出量は年々減少していますが、分別すればリサイクルできる資源も未だに多く含まれています。
- ▶ライフスタイルの多様化に伴い、海洋プラスチックごみや食品ロス等の新たな環境問題が発生しており、社会経済情勢の変化に合わせたごみの排出抑制や分別、リサイクルを推進する必要があります。
- ▶ごみステーションでは、資源物の持ち去りや不適正なごみの持ち出しによる火災事故などが発生しており、その対策が求められています。
- ▶超高齢社会の進行に伴い、ごみ出しに課題を抱える世帯への支援の必要性が高まっています。
- ▶不良な生活環境をもたらす近隣に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化していることから、関係機関と連携して適切に対処する必要があります。
- ▶廃棄物処理コストの縮減やエネルギー回収の向上等を目的に、豊橋田原地域におけるごみ処理の広域化に向けた取り組みを進めています。

■考えられる指標の例示

- 1人一日当たりの家庭系ごみ量
- リサイクル率
- 環境学習で学んだ人数

取り組みの基本方針

1 環境にやさしいライフスタイルの促進

環境問題を理解し改善に向けて実践することができる市民や事業者を増やすため、530 運動環境協議会等と連携し、環境教育や食品ロス対策などの普及啓発を行います。

2 ごみ減量・リサイクルの推進

循環型社会の実現に向けて、プラスチックごみの削減や古紙、生ごみのリサイクルに向けた普及啓発を行うほか、安定性や継続性を考慮したごみの分別・収集・処理体系の最適化などに取り組みます。

3 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物による環境負荷の低減を図るため、ごみの排出者と処理業者への啓発や指導により適正処理を促すとともに、ごみ屋敷の問題解消や再発防止に向けた取り組みを進めます。

また、安全で効率的なごみ収集を行うため、市民の協力を得ながらごみステーションの適正な維持管理を行うとともに、ふれあい収集を含めたごみ収集体制の充実を図ります。

さらには、廃棄物処理施設の安全で安定した稼働を確保するため、処理施設の適正管理を行うとともに、埋め立てるごみの減量や既に埋め立てられたごみの掘り起こしによる減量化に取り組み、最終処分場の延命化を図ります。

4 安全で安定したごみ処理施設の整備

環境負荷の少ない安全で安定した廃棄物処理を行うため、豊橋田原ごみ処理広域化に向けた新施設の計画的整備に取り組みます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶530 運動を実践しましょう。
- ▶市のごみ分別ルールをしっかりと守りましょう。
- ▶マイボトルやマイバッグを使いましょう。
- ▶“もったいない”という気持ちを持ち、食べ物やまだ使える物を大切にしましょう。

3 自然環境の保全

自然と共生し周辺環境と調和した、やさしいまちづくりにみんなで取り組み、暮らしやすい生活空間を次の世代に引き継ぎます。

現況と課題

- ▶自然環境保全啓発活動の参加者は年々減少しており、子どもたちを中心に自然環境の大切さを学んでもらう必要があります。
- ▶アルゼンチンアリをはじめ、有害となる外来生物を駆除する必要があります。
- ▶森林や河川等の維持管理を市民やボランティア団体と連携して行っており、これらの継続した活動が求められています。
- ▶大気、水環境ともに概ね良好な状態が保たれていますが、光化学オキシダントなど一部の調査項目では環境基準を達成できておらず、さらなる改善対策が必要です。

■考えられる指標の例示

- 自然環境関連イベント等への参加者数
- 大気等環境基準の達成率

取り組みの基本方針

1 生物多様性の保全

生物多様性がもたらす生命の恵みを楽しむため、市民と協働して自然の状況を継続的に把握し、生態系の保全に関する啓発を行うとともに、アカウミガメの保護や外来生物の駆除等に取り組みます。

2 親しまれる自然環境の保全

豊かで美しい自然を守るため、市民やボランティア団体による美化活動を促進するとともに、森林や河川等の整備や適切な維持管理を行います。

3 大気・水環境の保全

環境負荷を低減して健全で快適な生活環境を守るため、環境調査や事業場への監視指導等を実施するとともに、浄化槽の適正な維持管理、並びに単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促します。

また、身近なことから環境への配慮を高めるため、海洋プラスチックごみ問題やエコドライブなど市民への啓発を行うとともに、市民や企業、NPO など多様な主体が連携した実践活動を促進します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶むやみに外来生物を持ち込まず、地域の生態系を守りましょう。
- ▶川や海を汚さないよう、生活排水にごみや油を流したり、洗剤を使い過ぎたりしないように注意しましょう。
- ▶浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。
- ▶エコドライブに努めましょう。
- ▶事業者は周辺に配慮し、環境負荷の低減に努めましょう。

4 緑の環境づくり

市民、事業者、行政がともに考え、みんなに愛される彩り豊かな緑のまちづくりを進めます。

現況と課題

- ▶市民一人当たりの都市公園面積は10m²以上に達している中、人口規模や住民の年齢構成の変化、それに伴う維持管理の負担増等を踏まえた公園施設の見直しが必要です。
- ▶樹木の老木化や大木化が進行し、樹木の再生が必要となっています。
- ▶市民協働による公園管理や緑化活動が進んでいますが、今後は高齢化等による担い手の減少が懸念されるため、新たな人材の掘り起こしが必要です。
- ▶公園利用者の利便性向上と新たな財源確保の観点から、コストの縮減を図りながら民間のノウハウを活用した都市公園の再生と活性化が求められています。

■考えられる指標の例示

- 緑の満足度
- 公園の満足度
- 緑化・美化活動への参加者数

取り組みの基本方針

1 地域に根差した公園・緑地づくり

緑の多機能性を生かした魅力的で利便性の高い公園や緑地となるよう、老朽化施設や樹木の更新等による適切な維持管理を推進するとともに、民間活力の導入や公園施設の再整備を進めます。

2 緑化・美化活動の推進

市民とともに彩り豊かな緑のまちづくりを推進するため、自治会や事業者等と連携した緑化活動や美化活動を行うとともに担い手となる人材を育成します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶みんなが気持ちよく公園を利用できるよう、ルールやマナーを守りましょう。
- ▶公園や街路の花壇の管理など、緑化・美化活動へ積極的に参加しましょう。
- ▶庭やベランダなど身近な場所の緑化を行い、まちに彩りを創出しましょう。
- ▶健康増進や子育て、教育、地域交流など、色々な場面で公園を活用しましょう。

8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

- 1 都市空間の形成
- 2 交通環境の充実
- 3 住宅環境の整備
- 4 水道水の安定供給
- 5 下水道の整備

1 都市空間の形成

まとまりがあり快適で住み心地がよく、市民一人ひとりが誇りと愛着を持つことができるまちの形成を進めます。

現況と課題

- ▶都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、人口減少社会に適応できるまとまりのあるまちづくりを進めています。
- ▶居住誘導区域内に、より積極的に居住を誘導する「歩いて暮らせるまち区域」を設定し、補助制度を創設するなど、歩いて暮らせる快適なまちづくりを進めています。
- ▶牟呂坂津、牛川西部、柳生川南部の3地区で土地区画整理を進めています。一方、道路事情などの課題を抱える市街地では、エリアに応じた居住環境の改善が必要です。
- ▶本市には、豊かな自然環境や歴史文化など、さまざまな景観資源が数多くあり、これらを生かした調和のとれた景観の形成が必要です。
- ▶年齢、性別、身体的特徴、国籍などの違いに関係なく、誰もが利用しやすく、暮らしやすいまちづくりが求められています。

■考えられる指標の例示

- 歩いて暮らせるまち区域内の人口
- 景観に配慮した建築行為等の割合（景観法）
- 土地区画整理事業進捗率

取り組みの基本方針

1 まとまりのあるまちの形成

安全で快適な都市空間を形成するため、公共交通沿線等において都市機能が集積した拠点の形成や居住地の集約を図ります。また、土地区画整理を進めている地区の早期完了と市街地での小規模な土地区画整理を推進します。

2 地域らしくここちよい景観の形成

誇りと愛着をもてる美しいまちをつくるため、地域の成り立ちや景観資源を大切にしながら市民とともに良好な景観を形成します。

3 人にやさしいまちづくりの推進

誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるユニバーサルデザインのまちをつくるため、思いやりの意識啓発を行うとともに、建築物のバリアフリー化を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶公共交通によるアクセス利便性の高い場所を住まい選びの選択肢に含めましょう。
- ▶建物などを建てる際は、周辺の景観と調和した外観となるように心掛け、花の飾りつけなどで潤いと安らぎを感じるまち並みをつくりましょう。
- ▶さまざまな人が利用する施設のバリアフリー化に努めましょう。
- ▶日々の暮らしの中で思いやりを持った行動をしましょう。

2 交通環境の充実

一人ひとりが交通について多様な選択ができるよう、地域と行政が協力して交通環境を整えることで、安全で快適なまちを目指します。

現況と課題

- ▶高齢化の進行や地球環境問題、健康意識の高まりなどから、これまでの自家用車中心の生活から公共交通や自転車・徒歩を中心とするようなライフスタイルの転換が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少した公共交通では、新しい生活様式に即した乗り方を周知しています。
- ▶まとまりのあるまちを形成するためには、拠点をつなぎ、誰もが利用しやすく快適に移動できる公共交通環境が必要ですが、路線バスでは運転士不足が深刻化しています。
- ▶本市初のインターチェンジとなる豊橋新城スマート IC（仮称）が、2019（令和元）年度に国から準備段階調査箇所へ採択されました。
- ▶名豊道路（国道 23 号バイパス）では、豊橋・豊橋東バイパス区間において、国による 4 車線化工事が進められています。また、浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）では、国により計画段階評価が進められており、ルート帯が 3 案公表されました。
- ▶東三河縦貫道路や東三河環状線をはじめとする広域幹線道路のネットワーク化の促進が必要です。
- ▶交通渋滞や沿道環境を改善するには、幹線市道のさらなる整備を進める必要があります。
- ▶本市には幅員が 4 m に満たない「狭あい道路」が多く存在し、緊急車両の通行や災害時における迅速な避難の妨げになるなど多くの問題を抱えています。
- ▶道路の舗装や橋りょう、駅周辺の公共駐車場など都市基盤施設の老朽化が進んでいます。
- ▶交通事故が懸念される通学路等において、交通安全対策や交通安全施設の整備が求められています。

■考えられる指標の例示

- 公共交通の一日当たり利用者数
- 幹線市道の整備延長
- 市街化区域内の自転車の利用割合

取り組みの基本方針

1 公共交通の維持と活性化

誰もが利用しやすく持続可能な公共交通とするため、交通事業者による交通施設等の改修やバリアフリー化を支援するとともに、ICT等を活用して利便性を高めるための取り組みを進めます。また、路線バスやコミュニティバスの運行を支援し、公共交通の利用を促進します。

2 幹線道路の整備

地域産業を支え、災害時においても道路ネットワーク機能を確保するため、国や県への働きかけを行い、広域幹線道路の整備を促進するとともに、豊橋新城スマート IC（仮称）の早期開通に向けた取り組みを進めます。

また、交通渋滞や沿道環境等を改善し、重要物流道路や緊急輸送道路等の機能を補完するため、幹線市道の整備を進めます。

3 交通環境の保全

快適な交通環境を確保するため、老朽化した道路の舗装や橋りょうなど道路施設の適切な維持管理を行うとともに、狭あい道路の改善を図ります。

また、駅周辺の公共駐車場などを安全に利用できるよう、適切に維持管理するとともに利便性の向上を図ります。

4 交通安全施設の整備

通学路などの安全が保たれるよう、歩道の設置や交差点の改良に取り組むとともに、防護柵などの交通安全施設を整備します。また、自動車の走行データを活用した効果的で効率的な交通安全対策を進めます。

5 自転車活用の推進

快適で安全に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備や駐輪環境の向上に取り組めます。また、安全面や健康面からの意識啓発を行うとともに、観光やスポーツなどと連携してさらなる自転車の活用を進めます。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶大切な公共交通を利用して、みんなで支えましょう。
- ▶自動車を運転する際は交通安全に心がけ、なるべく幹線道路を利用しましょう。
- ▶駅周辺の自転車駐輪場を積極的に利用しましょう。
- ▶道路の穴ぼこなどの異常箇所を発見したら連絡しましょう。
- ▶身近な移動には、手軽に乗れる自転車を利用しましょう。

3 住宅環境の整備

住宅の防災・減災対策をしっかりと講じていくとともに、既存住宅も活用しながら適切な供給を図り、多様化する居住ニーズに応じた住まいの選択ができるようにします。

現況と課題

- ▶2020（令和2）年3月時点の市内住宅の耐震化率は94.0%です。大規模地震発生時に備えて、建物の耐震化や倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去が必要です。
- ▶緊急時の対応や家賃の支払、近隣住民とのトラブル発生等の懸念から入居を拒まれるなど、自力で住まいを確保することが困難な方への住宅セーフティネットの充実が必要です。
- ▶市営住宅では、高齢者や障害者に配慮し、バリアフリー化を進めています。また、今後の世帯構成の変化や財政状況を踏まえた的確な供給が必要です。
- ▶2018（平成30）年10月時点の市内の住宅の空家率は12.9%で、増加傾向にあります。
- ▶増加する空家へ適切に対応するため、2018（平成30）年に豊橋市空家等の適切な管理及び活用に関する条例を制定しました。

■考えられる指標の例示

- 住宅の耐震化率
- 高齢者や障害者、子育て世帯向け賃貸住宅の戸数
- 管理が不適切な空家等の件数

取り組みの基本方針

1 建物の耐震化の促進

南海トラフ地震等の大規模な地震から市民の生命や財産を守るため、住宅や多数の方が利用する建物や、緊急輸送道路沿いにあり倒壊した場合に通行の妨げとなる建物の耐震化を促進するとともに、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を進めます。

2 住まいの安定確保

多様な世帯の住宅ニーズに応えるため、市営住宅だけでなく民間賃貸住宅も有効活用しながら最適な住宅の供給を図ります。また、今後の人口減少や世帯構成の変化を見据えた市営住宅の計画的な整備や改修、管理戸数の適正化に取り組みます。

3 空家対策の推進

周辺の生活環境に悪影響を与える空家を減らすため、空家の所有者への適切な管理指導や空家の解体支援を行うとともに、空家の利活用を進めます。また、管理不適切な空家の発生を未然に防ぐため、事業者等と連携して相談対応の充実を図ります。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶住まいの耐震化を進め、安全性の確保に努めましょう。
- ▶事業者は、多様な世帯の住宅ニーズに応じた住宅供給に努めましょう。
- ▶相続などで引き継いだ空家は、周辺に迷惑とならないように適切な管理に努めましょう。

4 水道水の安定供給

市民一人ひとりがみんなの水資源を大切に使用する意識のもと、安全・安心な水道水を安定的に供給することを目指します。

現況と課題

- ▶2019（令和元）年度末時点の水道普及率は、人口比で99.8%です。
- ▶水道は大事なライフラインであり、災害時においても水道水を安定的に供給することが求められています。
- ▶2011（平成23）年から2020（令和2）年の10年間で漏水による節水対策を3度実施しています。
- ▶本市の給水人口は減少傾向にあり、また配水量も節水機器の普及などにより減少しており、さらには老朽管延長の増加に伴う配水量に対する有収率の低下も危惧されているため、一層の経営効率化が必要です。
- ▶浄水場等施設や水道管路は、人口減少を見据えた規模の適正化とともに、老朽化に対する計画的な更新と大規模な災害に備えた耐震化が必要です。
- ▶安全・安心な水道水の安定供給を維持するため、水道技術の継承による職員一人ひとりの能力の向上が必要です。
- ▶2018（平成30）年に災害時の応急給水活動や水道施設の復旧活動を支援する「とよすい助け隊」が、2020（令和2）年に水道技術の継承を目的に「NPO法人 東三河水道サポーターズ」が発足するなど、上下水道局OB職員が培ってきた技術や知識・経験を活用するとともに受け継ぐことができる環境が整っています。

■考えられる指標の例示

- 安定給水率
- 重要給水施設管路の耐震適合率

取り組みの基本方針

1 安全・安心な水道水の安定供給

日々の暮らしや産業活動などに必要とされる安全・安心な水道水を欠かすことのないよう、老朽化した浄水場等施設や水道管路の更新や適切な維持管理、信頼性の高い検査体制に基づく水質管理を行うとともに、地下水などの自己水源の保全と愛知県営水道の効率的な利用に取り組みます。

2 災害時における供給体制の確立

災害時においても水道水を安定的に供給するため、基幹管路ルートの複線化によるバックアップ体制の構築や避難所などの重要な給水施設に繋がる水道管を優先した水道管路全体の計画的な耐震化を進めます。

3 経営の効率化と安定的な事業運営

持続可能な事業運営のため、水道料金などの収入を確保するとともに、ICTの利活用などにより、一層の経営効率化を図ります。あわせて、東三河地域や海外での水道技術支援を通じて、水道技術のさらなる向上と次代への継承を図ります。

また、水道事業への市民の理解と協力を得るため、水道の役割や経営状況を積極的に広報します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶水はみんなの資源であることを意識して大切に使いましょう。
- ▶防災訓練などに積極的に参加して、避難所や公園などにある飲料水兼用耐震性貯水槽の使用方法を学びましょう。
- ▶アパートやマンション等の貯水槽の所有者等は、定期清掃及び点検を行い安全・安心な水道水の供給を心がけましょう。

5 下水道の整備

市民一人ひとりの適切な下水道使用のもと、効率的で効果的な整備と運営により、生活環境が向上するとともに三河湾の水質が保全され、また地震や大雨などの災害時には被害が軽減されるまちを目指します。

現況と課題

- ▶2019（令和元）年度末時点の下水道普及率は人口比で79.6%、下水道整備面積は5,445.6haです。
- ▶人口が減少する中で、将来を見据えた施設規模の適正化や効率的で効果的な施設整備による一層の経営効率化が必要です。
- ▶下水道使用者の不適切な排水に起因する管の詰まりが毎年60件ほど発生しています。
- ▶下水道管や処理場等施設の老朽化に対し、計画的な更新と大規模な災害に備えた耐震化が必要です。
- ▶大雨による被害が局地的に発生しており、その対策が求められています。
- ▶下水汚泥や生ごみ等を資源としてエネルギー利用するバイオマス利活用センターを2017（平成29）年度に整備し、下水道資源のエネルギー化と温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- ▶下水道事業を安定的に運営するため、職員の技術継承と一人ひとりの能力の向上が必要です。

■考えられる指標の例示

- 下水道整備面積
- 施設耐震化率

取り組みの基本方針

1 下水道未普及地区の整備

生活環境の向上を図るため、経済性や社会情勢等を踏まえた最適な方法で下水道未普及地区の整備を進めます。

2 下水道施設の適切な維持管理と下水道資源の利活用

三河湾の水質保全に必要な下水道の機能を維持するため、定期的な点検調査に基づく施設の計画的な改築や更新を進めます。あわせて、下水汚泥等のエネルギー利用に継続的に取り組み、資源循環型社会の形成に貢献します。

3 災害対策の推進

大規模な災害に備えるため、計画的に下水道管や処理場等施設の耐震化を進めるとともに、雨水排除能力の向上に取り組みます。

4 経営の効率化と安定的な事業運営

持続可能な事業運営を行うため、処理場等施設の統廃合や ICT の利活用などにより、一層の経営効率化を図るとともに、下水道技術の継承に取り組みます。

また、下水道事業への市民の理解と協力を得るため、下水道の役割や経営状況を積極的に広報します。

未来をつくる みんなのアクション

- ▶使えるようになった下水道への速やかな接続や、浄化槽の設置と適切な維持管理を行い、地域や三河湾の水質の保全に努めましょう。
- ▶油脂類やごみ類など下水道管が詰まるものや、薬品類など処理場で処理できないものを、下水道に流さないようにしましょう。
- ▶内水ハザードマップを活用し、避難所や避難経路を確認しておきましょう。

IV. まちづくり戦略(第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

まちづくり戦略(第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略)は、本市の最重要課題ともいえる人口減少対策へ分野横断的に取り組むため、まち・ひと・しごと創生の観点を踏まえた4つの「個別戦略」を掲げ、個別戦略ごとに重点的かつ戦略的に推進する「施策の基本方針」を明らかにするものです。

なお、まちづくり戦略を推進するにあたっては、とりわけ人口減少対策の重要な要素となる「若者」と「女性」に力点を置くとともに、次のことを共通認識とします。

○多様な人材の活躍を推進する

- ・誰もが明るい未来を描き生きる喜びを実感できる地域社会を形成します。
- ・就労を望む誰もが働き続けることができる環境づくりを進めます。

○新しい時代の流れを力にする

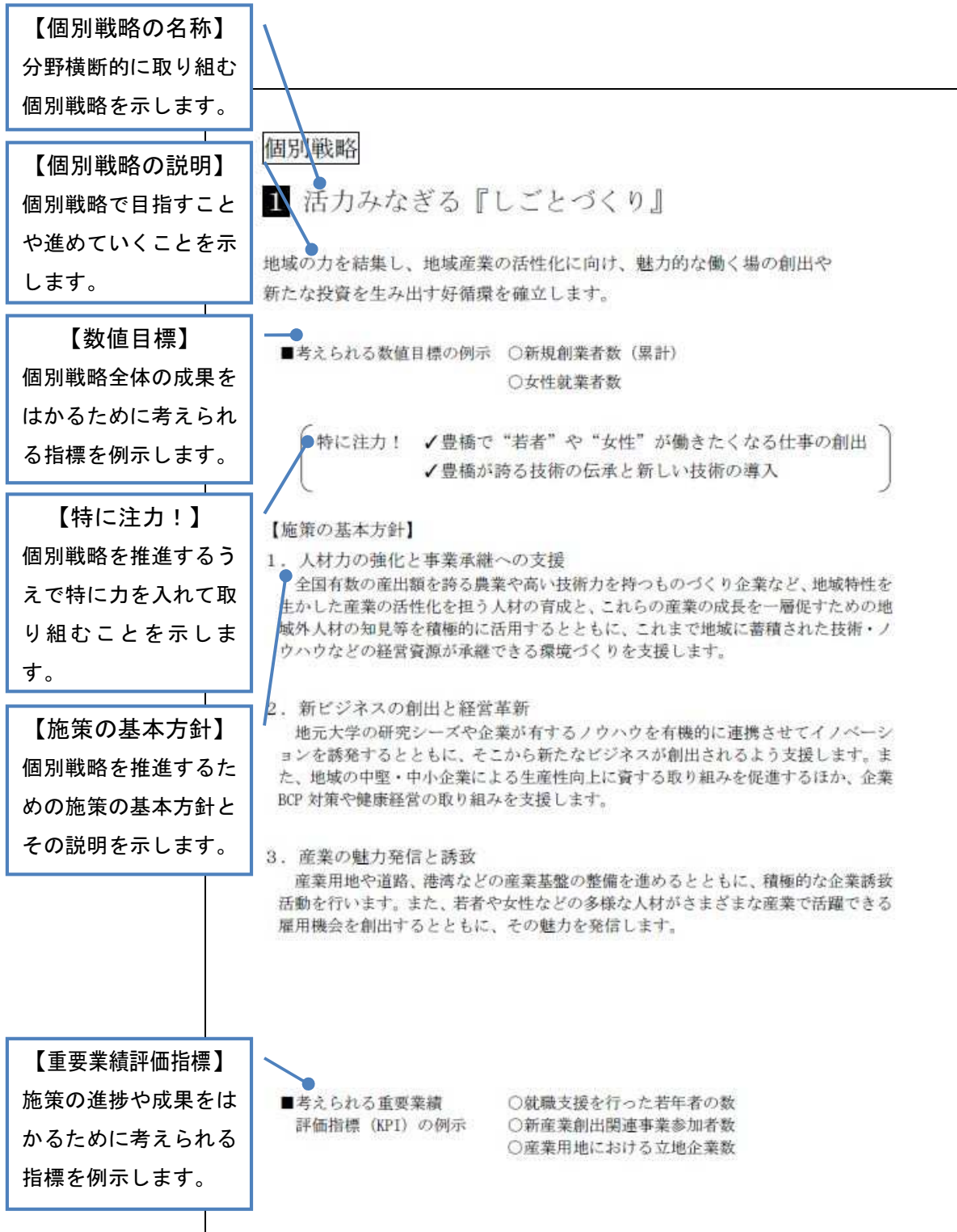
- ・Society5.0を推進して社会システムを発展させます。
- ・SDGsを推進して持続可能で多様性と包摂性のある社会をつくれます。

○新しい生活様式に適応する

- ・コロナ禍でも社会経済活動を可能とするテレワーク等を普及させます。
- ・地方都市ならではの安全・安心でゆとりのある暮らしを提供します。

※社会情勢等を鑑み、計画期間の途中であっても数値目標や重要業績評価指標(KPI)等を見直す場合があります。

まちづくり戦略（個別戦略）の見方



個別戦略一覧

- 1 活力みなぎる『しごとづくり』
- 2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』
- 3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』
- 4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』

個別戦略

1 活力みなぎる『しごとづくり』

地域の力を結集し、地域産業の活性化に向け、魅力的な働く場の創出や新たな投資を生み出す好循環を確立します。

- 考えられる数値目標の例示 ○新規創業者数
- 女性就業者数

（特に注力！
✓豊橋で“若者”や“女性”が働きたくなる仕事の創出
✓豊橋が誇る技術の伝承と新しい技術の導入

【施策の基本方針】

1. 人材力の強化と事業承継への支援

全国有数の産出額を誇る農業や高い技術力を持つものづくり企業など、地域特性を生かした産業の活性化を担う人材の育成と、これらの産業の成長を一層促すための地域外人材の知見等を積極的に活用するとともに、これまで地域に蓄積された技術・ノウハウなどの経営資源が承継できる環境づくりを支援します。

2. 新ビジネスの創出と経営革新

地元大学の研究シーズや企業が有するノウハウを有機的に連携させてイノベーションを誘発するとともに、そこから新たなビジネスが創出されるよう支援します。また、地域の中堅・中小企業による生産性向上に資する取り組みを促進するほか、企業BCP対策や健康経営の取り組みを支援します。

3. 産業の魅力発信と誘致

産業用地や道路、港湾などの産業基盤の整備を進めるとともに、積極的な企業誘致活動を行います。また、若者や女性などの多様な人材がさまざまな産業で活躍できる雇用機会を創出するとともに、その魅力を発信します。

- 考えられる重要業績
評価指標（KPI）の例示
- 就職支援を行った若年者の数
- 新産業創出関連事業参加者数
- 産業用地における立地企業数

個別戦略

2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』

仕事や暮らしの魅力をまち全体で育むとともに広く発信し、地域内外の多様な人たちが選び集うまちを形成します。

- 考えられる数値目標の例示 ○三大都市圏からの転入超過数
- 休日における滞在人口率

（ 特に注力！ ✓若い世代を惹きつけるまちの魅力創造
 ✓まちなかエリアへの人の呼び込み ）

【施策の基本方針】

1. 定住都市の推進

チャレンジを望む若い世代など多様な人々の価値観が受容され、バックアップを受けながら活躍することのできる環境を整えます。また、ふるさと教育等により豊橋への誇りと愛着の醸成を図ります。

2. 交流・関係人口の拡大

スポーツや芸術文化など動員力の高いコンテンツのほか、地元グルメやロケ地など多彩な地域資源を生かしたプロモーションを積極的に行い、本市への誘致・誘客につなげます。また、本市に関心がある市外の方との継続的な関わりを生み出すための取り組みを進めます。

3. 移住の促進

大都市圏に向けて、東三河地域のコンテンツを活用しながら、本市の仕事と暮らしの魅力を一体的に発信するとともに、起業や就職、転職を契機としたUIJターンを希望する人を支える仕組みづくりを進めます。

- 考えられる重要業績
評価指標（KPI）の例示
- 若者（15～24歳）の人口
- 市内宿泊施設への宿泊者数
- 本市HPの移住関連情報ページアクセス数

個別戦略

3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』

結婚、出産、子育てへの希望を社会全体でかなえるとともに、一人ひとりにあわせた質の高い教育を充実します。

- 考えられる数値目標の例示 ○合計特殊出生率
- 婚姻数

（特に注力！
✓子育てと仕事を両立できる環境づくり
✓子どもたちの「学びたい」をかなえるための環境づくり

【施策の基本方針】

1. 結婚から出産、子育てまでの包括的支援

結婚を希望する方の思いをかなえるための取り組みを行うとともに、ライフステージに応じた最適な支援を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを進めます。

2. 働きながら子育てできる環境づくり

企業や関係機関と協力し、働き方改革の推進や子育て中の方が働きやすい職場づくりを支援するとともに、地域における子育て支援拠点等を活用し、子育ての負担を軽減するための取り組みを進めます。

3. 質の高い教育

児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育や、外部人材の活用などによる専門性を生かした授業づくりを進めるとともに、地域住民と一緒に学ぶ環境を整えていくことで、自分の力を最大限に発揮して活躍できる人材を育成します。

- 考えられる重要業績
評価指標（KPI）の例示

- 産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等から十分なケアを受けた産婦の割合
- 保育所・認定こども園における待機児童数
- 学校評価における「確かな学力の保証」の項目がAランクに評価された小中学校の割合

4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』

社会基盤の整備と再編による、環境に配慮した効率的な都市経営を行うとともに、安心して暮らすことのできるまちを形成します。

- 考えられる数値目標の例示 ○居住誘導区域内人口の割合
- 生活環境に十分満足している人の割合

（特に注力！
✓利便性の高い移動環境の創出
✓再生可能エネルギー利用100%のまちづくり

【施策の基本方針】

1. 便利で快適に暮らせるまちの形成

居住誘導並びに都市機能の集積と、利便性の高い公共交通ネットワークの形成による、まとまりのある暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、美しい景観や居心地が良く歩きたくなる空間をつくります。

2. 既存ストックの有効活用

官民連携のもと、民間施設などの既存ストックを効果的に活用することにより、本市の有する都市機能を維持するとともに、余剰した民間資産の利活用を促進することで地域の活性化を図ります。

3. 暮らしの安全・安心の確保

医療や福祉サービス、交通安全対策など、さまざまな分野でICT等を活用し、市民の心身の安全・安心を確保するとともに、大規模自然災害や感染症まん延などの危機発生時においても都市機能を維持できる、強靱で回復力のあるまちづくりを進めます。

4. 自立循環型社会の形成

再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消など地域資源の有効活用を進め、環境・経済・社会が総合的に循環した地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

- 考えられる重要業績
評価指標（KPI）の例示
- 公共交通の一日当たり利用者数
- 豊橋警察署管内の刑法犯罪発生件数
- 再生可能エネルギー施設設置量

V. 基本計画推進のために

基本計画に掲げる政策を総合的かつ計画的に推進するため、「私たちがつくる未来をつくる」という基本理念のもと、SDGsの目標及び「自立」「挑戦」「共生」の行動理念を踏まえ、率先して事業を展開します。また、これを支える行財政運営等の方針を以下に示します。

1. 時代の要請に応える『行政運営』

地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化を続け、行政課題もまた多様化し、複雑で高度なものとなっています。変革が求められる時代の中、社会ニーズを的確にとらえて対応することができ、また先駆的な取り組みにも果敢に挑戦することのできる人材を育成するとともに、多彩な経験を持つ人材の確保を図ります。あわせて、こうした人材が能力を最大限発揮して活躍することができる組織風土と、新たな行政課題に迅速で機動的に対応できる組織体制をつくります。

また、人口減少の局面にあって財源や人員が限られる中、環境の変化に対応しながらサービス水準を維持し、親切で便利な行政サービスを市民へ提供するため、生産性の向上が期待されるICT等の先端技術の活用や組織全体の働き方改革を積極的に進めるとともに、さまざまな媒体を活用し、市民にとって分かりやすい情報発信を心がけます。

2. 規律ある持続可能な『財政運営』

本市における長期的な生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症まん延の影響による世界的な経済活動の低迷などを背景に、市税収入等の落ち込みが懸念されており、今後ますます厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。戦略的かつ効率的な事業の選択と財源の配分を推進するとともに、事業の見直しによる歳出抑制と経常的な歳入確保を徹底し、健全で不測の事態にも備えのある持続可能な財政構造の保持を図ります。

また、既存の公共施設等の多くが老朽化しており、更新や維持管理等に係る経費は今後、大幅に増加することが予測されます。将来にわたる財政負担の軽減と平準化に向けて、公共施設等の計画的な保全による長寿命化や更新を進めるとともに、施設需要の変化を的確にとらえて必要性和有効性を勘案する中で、公共施設等の統合や廃止による保有量の削減にも取り組み最適化を図ります。

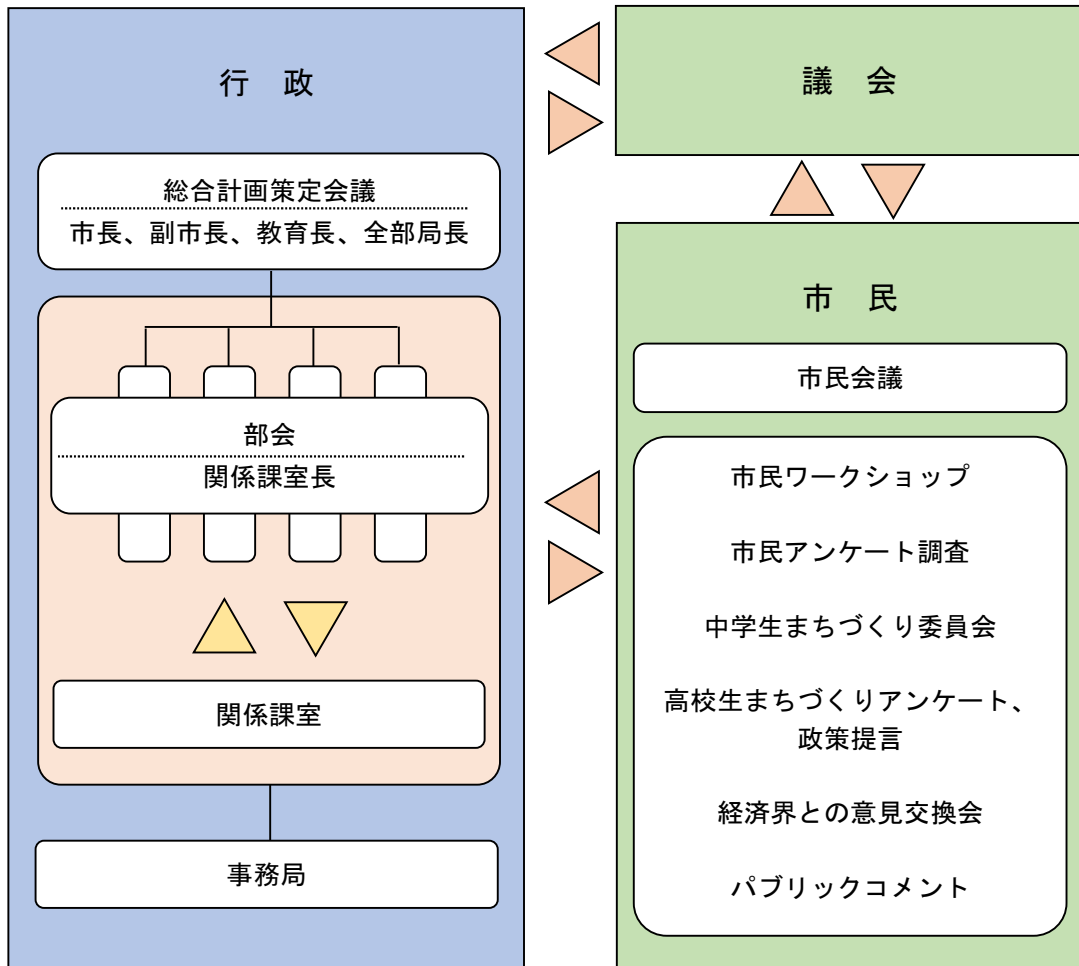
3. 多彩な主体と築く『パートナーシップ』

急速に変化する社会情勢や多様化する市民ニーズのすべてに行政のみで対応することは難しく、元気で持続可能なまちを創るには、これまで以上に市民や事業者と協働したまちづくりを推進する必要があります。地域コミュニティや市民活動団体との連携をさらに強固なものとし、年齢や性別、国籍などによらず、あらゆる市民が活躍することができる機会を創出するとともに、民間企業の柔軟な発想や優れた技術力、地元大学の専門性、金融機関の持つ知見などを生かし、産学官金が一体となり地方創生を推進します。

また、本市を含む東三河地域や三遠南信地域には、歴史的、社会的、経済的つながりを背景とした強固な連携体制が備わっています。県内でも人口減少が急速に進んでいる東三河地域の住民サービスを高い水準で保つため、東三河県庁や東三河広域経済連合会等との連携をさらに深めるとともに東三河広域連合を通じて行う取り組みを拡充するほか、三遠南信地域といった県境をまたぐ広範囲の連携も含めて、さまざまな分野で魅力と活力を高めるための取り組みを積極的に推進します。

附属資料

Ⅰ. 策定体制



①豊橋市総合計画策定会議

市長を会長とし、副市長、教育長、全ての部局長で構成しています。総合計画の策定に向けた立案や調整は、この会議を中心に進めました。

豊橋市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。以下「総合計画」という。）を策定及び推進するため、豊橋市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合計画策定の方針及び重要事項の調整に関すること。
- (2) 総合計画原案の立案に関すること。
- (3) 総合計画の推進に関すること。
- (4) 行政評価に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長のうちから会長が指定した者がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 策定会議に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会の構成その他必要な事項は会長が定める。
- 3 部会長は、会長が指定したものとする。
- 4 部会は、部会長が招集し、会務を総理する。
- 5 部会は、第2条に掲げる事項について検討を行い、必要な資料を策定会議に提出する。
- 6 部会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 策定会議の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局は、企画部政策企画課及び未来創生戦略室の職員をもって組織する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する

別表（第3条関係）

役 職	職 名
会長	市長
副会長	金田副市長
〃	有野副市長
委員	教育長
〃	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長
〃	こども未来部長
〃	健康部長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	総合動植物公園長
〃	会計管理者
〃	監査委員事務局長
〃	議会事務局長
〃	市民病院事務局長
〃	上下水道局長
〃	消防長
〃	教育部長

②市民会議

多方面からの市民意見を集約するために、学識経験者や各種団体の構成員など22名の委員のみなさんで、豊橋のまちづくりについての意見交換を行いました。（行政職員並びに団体の役職交代に伴う委員交代を含みます。）

第6次豊橋市総合計画策定市民会議設置要綱

（設置）

第1条 第6次豊橋市総合計画の策定に当たり、多方面からの市民意見を反映させるため、第6次豊橋市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、次の事務を所掌する。

- （1）本市が戦略的に取り組む必要があるまちづくりのテーマについて、社会潮流や分野横断的な政策課題を踏まえて議論し意見する。
- （2）その他第6次豊橋市総合計画に必要な事項について議論し意見する。

（委員の構成）

第3条 市民会議は、別表に掲げる委員により組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和3年3月31日までとする。

（会長）

第5条 市民会議に会長を置く。

- 2 会長は、豊橋市企画部長とする。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理し、会議を進行する。

（庶務）

第6条 市民会議の庶務は、企画部政策企画課において行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。

別表（第3条関係）

※50音順 敬称略

団体名等	委員名
豊橋技術科学大学	浅野 純一郎
豊橋農業協同組合	伊藤 嘉員
お互いさまのまちづくり協議会	稲垣 等恵
豊橋女性団体連絡会	江坂 雅世
豊橋青年会議所（令和2年1月27日から）	笠原 元樹
豊橋市消防団	糟谷 真
豊橋市民生委員児童委員協議会	金子 康子
豊橋市小中学校PTA連絡協議会	上村 祥子
朝倉川育水フォーラム	河津 裕之
豊橋市自治連合会	川本 恭久
豊橋市	木和田 治伸
豊橋信用金庫	蔵地 妙子
豊橋市スポーツ推進委員協議会	小島 啓介
豊橋創造大学	佐藤 勝尚
愛知大学	鄭 智允
豊橋市国際交流協会	鈴木 ギダ
豊橋商工会議所	鈴木 拓也
連合愛知豊橋地域協議会	鈴木 康夫
豊橋市医師会	富安 全勇
豊橋保育協会	中山 知江美
豊橋文化振興財団	野畑 さおり
豊橋青年会議所（令和2年1月26日まで）	村井 裕一郎
豊橋障害者（児）団体連合協議会	山下 徹

③市民ワークショップ

豊橋市の魅力を再認識してもらうとともに、未来の豊橋市での豊かな暮らしを描きながらまちづくりへの関心を高めるため、若者から高齢者まで様々な年齢層の方が参加する市民ワークショップを開催しました。

■第1回

開催日	2019年11月2日
テーマ	将来も残しておきたい豊橋市のよいところを共有する
参加者	33人
プログラム	グループワーク① 豊橋市の魅力を発掘しよう！ グループワーク② 将来に残しておきたい（活用したい）豊橋市の魅力とは！ 成果発表・まとめ

■第2回

開催日	2019年12月7日
テーマ	豊かな暮らしの実現に向けて行政・市民ができること
参加者	28人
プログラム	グループワーク① 豊橋市らしい2030年の豊かな暮らしの検討 グループワーク② 豊かな暮らし実現のために必要な取組みの検討！ 成果発表・総括

④市民アンケート調査

総合計画の策定にあたり、市民の政策ニーズやシビックプライドなどを把握するため、市民5,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

調査名	未来の豊橋市のまちづくりにむけた市民アンケート調査
調査項目	回答者自身の属性や暮らし、豊橋市のイメージなど全29問
調査対象	18歳以上の市民5,000人
抽出方法	住民基本台帳より年齢階層別に無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収 ※インターネット上での回答可
調査期間	2019年9月20日～同年10月11日
回収結果	1,301件（回収率26.0%） ※うち、インターネット回答数97件

⑤中学生まちづくり委員会

中学生のまちづくりへの意見を聴取するため、市内中学校の生徒を対象に、まちづくりについて意見交換しながらさまざまなアイデアを出すワークショップを開催しました。

開催日	2019年8月26日
テーマ	私たちのアイデアをまちづくりに！ ～もっと輝けるまち豊橋～
参加者	23人
プログラム	グループワーク 意見発表 講評

⑥高専生まちづくりアンケート、政策提言

高専生のまちづくりへの意見を聴取するため、市内高等学校（1校）の協力のもと、まちづくりアンケートを実施するとともに政策提言をいただきました。

調査名	将来の豊橋について
調査対象	市内高等学校（1校）の2年生 約290人
調査日	2019年11月13日
調査項目	将来の職業や暮らしのニーズなど全3問
提言項目	1 豊橋の農業の特色と今後の展開 2 豊橋に人を呼び込む 3 魅力と活力ある中心市街地の形成 4 災害から都市を守る

⑦経済界との意見交換会

豊橋商工会議所青年部の主催による同部会員と豊橋市職員との意見交換の場で、未来の豊橋市について、取り組みのアイデアを数多く出しながらともに考えました。

開催日	2020年2月5日
テーマ	株式会社豊橋市の社長になったら、〇〇やります
参加者	約90人
プログラム	新しい風会議（意見交換） 内容発表 講評

⑧パブリックコメント（予定）

第6次豊橋市総合計画（素案）に対する意見を募集するため、パブリックコメント制度による意見募集を実施しました。

募集期間	2020年9月1日～同年9月30日
提出方法	持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページ
提出件数	●件

II. 会議等の開催経緯

☆：豊橋市議会 ○：市民会議 □：庁内会議

年月日		主な内容
平成31年	4月23日	□第1回豊橋市総合計画策定会議 (1) 豊橋市総合計画策定会議の設置について (2) 第6次総合計画の策定体制とスケジュールについて
令和元年	6月17日	□第2回豊橋市総合計画策定会議 第6次豊橋市総合計画及び 第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針について
	7月12日	☆第6次総合計画等策定調査特別委員会 第6次豊橋市総合計画及び 第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針
	8月16日	□第3回豊橋市総合計画策定会議 今後のスケジュールについて
	10月8日	□第4回豊橋市総合計画策定会議 (1) 第5次豊橋市総合計画の総括について (2) 豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括について (3) 市民意見の取り込みについて
	10月28日	☆第6次総合計画等策定調査特別委員会 第5次豊橋市総合計画 及び 豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括について
	12月10日	○第1回第6次豊橋市総合計画策定市民会議 (1) 総合計画の概要と市民会議の役割 (2) 考慮すべき現状と社会潮流
令和2年	1月27日	○第2回第6次豊橋市総合計画策定市民会議 「しごとづくり・人の流れづくり」について
	2月10日	○第3回第6次豊橋市総合計画策定市民会議 「安心して子育てできる環境づくり・特色ある教育づくり」について
	2月27日	○第4回第6次豊橋市総合計画策定市民会議 「誰もが活躍する社会づくり」について
	3月13日	○第5回第6次豊橋市総合計画策定市民会議（書面） 「快適で安心な社会基盤づくり」について
	4月14日	□第5回豊橋市総合計画策定会議 第6次豊橋市総合計画及び 第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について
	6月23日	□第6回豊橋市総合計画策定会議 第6次豊橋市総合計画及び 第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について

☆：豊橋市議会 ○：市民会議 □：庁内会議

年月日	主な内容
7月7日 13日	☆第6次総合計画等策定調査特別委員会 第6次豊橋市総合計画 及び 第2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について
8月4日	□第7回豊橋市総合計画策定会議 第6次豊橋市総合計画（素案）について
8月28日	☆議員全員協議会 第6次豊橋市総合計画（素案）について

III. SDGsとは

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。



1. SDGsと豊橋市

国は、2016（平成28）年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、特に注力すべき8つの優先課題を掲げました。また、自治体に期待することとして、さまざまな計画にSDGsの要素を反映すること、国内外を問わずステークホルダーとの連携を推進することが示されました。

こうした動きのある中、2018（平成30）年から国は、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む自治体を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は2019（令和元）年に選定されています。

2. SDGsの17の目標と自治体の役割

SDGsの達成には、自治体としての役割を担い取り組んでいくことが必要です。国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17の目標における自治体の役割を、次のように示しています。

目標	自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>

目 標	自治体行政の果たしうる役割
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7. 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

目 標	自治体行政の果たしうる役割
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12. 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>

目 標	自治体行政の果たしうる役割
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

参考/私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－

